

第3編 自然災害応急対策

第1編 総 則

第2編 災害予防対策

第3編 自然災害応急対策

第4編 事故等災害応急対策

第5編 災害復旧復興対策

付編1 東海地震の警戒宣言に伴う対応

付編2 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章	活動体制の確立	95
第2章	情報収集伝達・警戒活動	111
第3章	消火・救助救急・医療救護	125
第4章	避難行動	132
第5章	交通対策、緊急輸送活動	144
第6章	二次災害防止・ライフライン確保	152
第7章	被災者の生活支援	158
第8章	社会環境の確保	173

第1章 活動体制の確立

第1節 組織動員計画

市、府をはじめ防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防御、被害の軽減等災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとるとともに、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意する。

第1 災害時の配備体制

市は市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被害を最小限にとどめるため、市長を本部長とする「災害対策本部」を設置して職員の動員配備を行い、災害応急対策活動を行う体制を確立する。

市域に気象注意報（大雨・洪水注意報等）が発表されるなど、情報収集活動が必要な場合、状況に応じて危機管理担当職員が情報収集体制をとる。また災害対策本部を設置する前の段階、又は災害対策本部を設置するに至らず警戒を中心とする場合で必要があると認めるときは、危機管理監を中心とする「事前配備体制」、両副市長を本部長とする「災害対策初動本部」を設置し、被害情報の把握、調査、市民の避難や応急処理等小規模な災害の発生に対処する体制をとる。配備体制の職員は、通常業務より災害対策配備業務を優先する。

災害時における職員の配備基準及び配備体制を以下に示す。

- 資料3-1 職員の配備基準（資料編 P87）
- 資料3-2 災害時の配備体制（資料編 P89）
- 資料3-3 災害対策各班事務内容等（資料編 P90）

第2 災害対策初動本部の活動体制

1. 災害対策初動本部の設置基準

災害が発生した場合又は災害発生が予想される場合は、両副市長に報告の上、両副市長を本部長とする市災害対策初動本部を設置する。

2. 災害対策初動本部の設置又は廃止の通知

（1）災害対策初動本部を設置又は廃止したときは、直ちに次に掲げる者に災害対策初動本部の設置又は廃止を通知しなければならない。

- ① 府知事
- ② 消防長
- ③ 警察署長

（2）災害対策初動本部の廃止基準

- ① 市域において災害のおそれが解消したとき。

- ② 市災害対策本部が設置されたとき。
- ③ その他市長が適当と認めたとき。

3. 災害対策初動本部の組織及び配備

- (1) 災害対策初動本部の組織は次のとおりとする。
 - ① 初動本部長には両副市長を、初動副本部長には危機管理監をあてる。
 - ② 初動本部員には、各部危機管理情報担当をあてる。
- (2) 本部事務局
 - ① 災害対策初動本部には、本部事務局を設ける。
 - ② 本部事務局は、総務隊全体調整班とし、各種情報の管理、各班の活動状況の把握、防災活動の調整を行う。

資料3-4 藤井寺市災害対策初動本部の組織図（資料編 P92）

4. 配備指令の伝達

- (1) 勤務時間内における配備指令の伝達
勤務時間内において配備指令が出されたときは、初動本部員から配備職員に伝達する。
- (2) 勤務時間外における配備指令の伝達及び職員の非常召集
勤務時間外において配備指令が出されたときは、初動本部員は電話（職員参集メールの活用）等により配備職員を直ちに非常召集しなければならない。
- (3) 非常召集を受けた職員は、直ちに指示された任務に服さなければならない。
- (4) 配備指令が出された場合、動員を受けない職員にあっては、自宅待機とする。

資料3-5 災害対策初動本部配備指令の伝達（資料編 P93）

第3 災害対策本部の活動体制

1. 災害対策本部の設置基準

市長を本部長とする市災害対策本部を設置し、初動本部体制はその管轄下に入る。

- (1) 災害対策配備体制
 - ① 市域に中規模の災害が発生し（発生するおそれがあり）、又は災害が拡大するおそれがあり、初動配備体制では対処できない場合
 - ② 南河内又は中河内地域で震度5強を観測した場合
 - ③ その他の状況により、本部長（市長）が必要と認めた場合
- (2) 全職員配備体制
 - ① 市域に大規模の災害が発生し（発生するおそれがあり）、又は災害が拡大するおそれがあり、災害対策配備体制では対処できない場合
 - ② 南河内又は中河内地域で震度6弱以上を観測した場合
 - ③ その他の状況により、本部長（市長）が必要と認めた場合

2. 災害対策本部の設置又は廃止の通知

(1) 災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに次に掲げる者のうち必要と認める者に災害対策本部の設置又は廃止を通知しなければならない。

- ① 府知事
- ② 消防長
- ③ 警察署長
- ④ 消防団長
- ⑤ 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長
- ⑥ 隣接市長
- ⑦ 報道機関

(2) 災害対策本部の廃止基準

災害対策本部は、次の場合に廃止する。

- ① 市内において災害発生のおそれが解消したとき。
- ② 災害応急対策がおおむね完了したとき。
- ③ その他市長が適当と認めたとき。

3. 災害対策本部の組織

(1) 災害対策本部の組織は次のとおりとする。

- ① 本部長には市長をあてる。
- ② 副本部長には、両副市長、教育長、危機管理監をあてる。
- ③ 本部員には、庁議メンバー（各部長・各局長（・各理事））、消防長及び消防団長をもってあてる。

(2) 本部事務局

- ① 災害対策本部には、本部事務局を設ける。
- ② 本部事務局は、総務隊全体調整班（人数不足の場合は、庶務班を含む）とし、各種情報の管理、各班の活動状況の把握、防災活動の調整、本部会議の運営事務の担当等を行う。

資料3－6 藤井寺市災害対策本部の組織図（資料編P94）

(3) 災害対策本部会議

- ① 災害対策本部会議は、本部長が必要に応じて召集する。
- ② 災害対策本部会議は、次の事項について方針を決定し、その実施を推進する。
 - a 災害応急対策の基本方針に関すること
 - b 動員配備体制に関すること
 - c 各部課間の連絡調整事項の指示に関すること
 - d 自衛隊の災害派遣要請に関すること
 - e 現地災害対策本部に関すること
 - f 国、府及び関係機関との連絡調整に関すること

- g 災害救助法の適用要請に関すること
- h 近隣市との相互応援に関すること
- i その他災害に関する重要な事項

(4) 防災会議の開催

市域において災害が発生し、各種の応急対策活動を実施するうえで必要のある場合は、市防災会議を開催し、関係機関相互の連絡調整、情報の交換等を実施し、円滑な防災活動の実施に万全を期する。

(5) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、本庁舎内に設置する。ただし、災害の規模その他状況により応急対策の推進を図るために、市現地災害対策本部の設置を必要とする場合、市長は他の適切な場所に設置することができる。この場合、各関係機関にその旨を連絡するものとする。万一、本庁舎が使用不能状態になった場合は、速やかに生涯学習センターの状況を調査し、本部を設置する。

4. 現地災害対策本部

府が現地災害対策本部を設置した場合、市災害対策本部は、府現地災害対策本部と連携し、災害応急対策を実施するものとする。

(1) 現地対策本部の設置

災害対策本部体制下において、局地的に著しい災害が発生又は発生が予想される場合において、現地で指揮系統の確立を行う必要があるときは、災害対策本部長の指示により、現地災害対策本部を設置する。

(2) 組織及び運営

- ① 現地災害対策本部に、現地災害対策本部長、現地災害対策副本部長及び現地災害対策本部員その他の職員をおく。
 - a 現地災害対策本部長、現地災害対策副本部長は、災害対策本部員のうちから災害対策本部長が指名する。
 - b 現地災害対策本部員（課長相当職以上の職にある者）その他職員は、災害対策配備要員のうちから本部長が指名する。
- ② 現地災害対策本部長は、災害対策本部長の命を受けて現地災害対策本部の事務を処理する。
- ③ 現地災害対策副本部長は、現地災害対策本部長を補佐し、現地災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代行する。
- ④ 現地災害対策本部員は、現地災害対策本部長の命を受けて現地災害対策本部の事務を処理する。

(3) 現地災害対策本部の廃止

現地災害対策本部の廃止は、災害対策本部長がこれを指示する。

5. 災害対策本部の任務分担

市災害対策本部の組織・事務分掌は藤井寺市災害対策応急実施要領（資料—5）に定めるとおりとする。

資料－5 藤井寺市災害応急対策実施要領（資料編 P174）

資料3－7 災害対策本部の組織体制と事務分掌（資料編 P95）

6. 動員配備計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策等を有効適切に実施するため、災害時における職員の配備等に関し、次のとおり定める。

（1）配備基準

職員の配備は、「第1 災害時の配備体制」に示す基準による。

（2）配備区分別の職員配置数

それぞれの配備に必要な職員数は毎年定める。なお、災害の種類、時間帯又はその状況等に応じて災害応急対策を迅速かつ確に実施するため、配備職員数の増減又は各部相互間の応援を行うことがある。

（3）配備指令

職員の動員は、「第1 災害時の配備体制」の区分に従い市長が決定し、指令する。

（4）災害対策本部設置後の初動配備職員の体制

災害対策本部が設置された場合、初動配備職員はその体制を維持し、災害対策本部に編入するものとする。

ただし、災害の規模等により災害対策本部事務分掌の規定による事務を執行する必要が生じたときは、本部長の指示によりその任務に服するものとする。

7. 配備指令の伝達

（1）勤務時間内における配備指令の伝達

勤務時間内において配備指令が出されたときは、本部員から配備職員に伝達し、速やかにその旨を周知させるものとする。

（2）勤務時間外における配備指令の伝達及び職員の非常召集

勤務時間外において配備指令が出されたときは、本部員は配備職員を直ちに非常召集しなければならない。召集の方法は原則として次の方法による。

① 電話（職員参集メールの活用）等

② 市内に突発的な災害が発生し、通信網の途絶等により配備伝達が困難となったときは、全職員配備体制が発せられたものとする。

（3）非常召集を受けた職員は、直ちに指示された任務に服さなければならない。

（4）配備指令が出された場合、動員を受けない職員にあっては、自宅待機とする。

資料3－8 藤井寺市災害対策本部配備指令の伝達（資料編 P100）

（5）非常参集

職員は勤務時間外において災害が発生し、又は発生するおそれがあることを察知したときは、状況に応じ、自らの判断により速やかに勤務場所に参集しなければならない。

第3編 自然災害応急対策

第1章 活動体制の確立

なお、参集途上で確認した被害状況は速やかに本部に報告するものとする。

(6) 交通途絶時の参集

勤務時間外の非常参集は、交通途絶時にあっても勤務場所に集合することとする。

(7) 職員登庁までの情報収集

職員登庁までの間の情報収集として、消防組合に設置されている高所ITVカメラの映像により市内における被災状況の把握を行うなど、消防機関と連携した情報収集・伝達を行う。

(8) 非常召集及び自主参集を要しない者

- ① 心身の障害により許可を受けて休暇中の者
- ② 妊娠中及び産後1年を経過しない女子職員
- ③ 前各号に定める者のほか、所属長がやむを得ない理由のため、勤務出来ないと認めた者

第4 長期的対応のオペレーション体制

大規模災害が発生した場合、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市及び府は、被災者の精神的な安心と、一刻も早い通常の生活の回復につなげるため、長期間の対応が可能なオペレーション体制の整備を検討する。

第2節 自衛隊の災害派遣

市長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、府知事に対し、自衛隊の災害派遣の要請をするように求めることができる。

第1 災害派遣要請基準

- (1) 人命救助のため応援を必要とするとき
- (2) 災害が発生し、又は発生が予想され、緊急の措置に応援を必要とするとき
- (3) 市内で大規模の災害が発生し、応急措置のための応援を必要とするとき
- (4) 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき
- (5) 主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき
- (6) 応急措置のための医療、防疫、給水及び通信支援等の応援を必要とするとき

第2 災害派遣要請手続き

- (1) 災害派遣要請の申し入れは、市長が知事に行うものとする。
- (2) 通信の途絶等により知事への要請の依頼ができない場合は、市長は直接陸上自衛隊第3師団長に災害の状況を通知する。なお、この通知をした場合は、その旨に対し災害の状況を通知する。自衛隊は、災害状況の通知を受け、その事態に応じ、特に緊急を要する場合は自主的判断に基づき部隊を派遣することができる。なお、市長は、通知した旨を速やかに知事へ通知することとする。
- (3) 前項の場合における申し入れの判断は、警察署、消防組合及び消防団等の関係機関の長と協議の上迅速に行うものとする。
- (4) 災害派遣要請の申し入れは、原則として文書によるものとし、次の事項を記載する。
 - ① 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - ② 派遣を希望する期間
 - ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - ④ その他参考となるべき事項ただし、文書をもってしては時期を失すおそれがある場合は、前記各記載事項を口頭又は電話等により申し入れ、事後速やかに文書を提出するものとする。
- (5) 要請文書のあて先
要請文書のあて先は次のとおりとする。
大阪府中央区大手前2丁目
府危機管理室

資料3-9 自衛隊の災害派遣・撤収要請等手順（集結場所含む）（資料編P101）

様式－8 自衛隊の災害派遣、撤収要請書（資料編 P214）

(6) 藤井寺市担当部隊（陸上自衛隊第3師団第37普通科連隊）

〒594－8502 和泉市伯太町官有地 TEL 0725－41－0090

(7) 知事への報告

自衛隊到着後及び必要に応じて、次の事項を知事に報告する。

- ① 派遣部隊の長の官職・氏名
- ② 隊員数
- ③ 到着時刻
- ④ 従事している作業の内容及び進捗状況
- ⑤ その他参考となる事項

第3 自衛隊の自発的出動基準

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまのないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣することができる。

この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、緊密な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- (2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市長から災害の状況に関する通知を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- (3) 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合
- (4) 運航中の航空機に異常な事態の発生等を自衛隊が探知した場合における捜索又は救助活動を実施する場合
- (5) その他災害に際し、上記(1)から(3)に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまのないと認められる場合

第4 派遣部隊の受入れ体制

災害派遣要請を依頼したときは、直ちにその旨を関係機関に連絡するとともに、その受入れ体制について自衛隊の救援活動が円滑に実施できるように次のことを行う。

1. 派遣部隊の誘導

自衛隊の災害派遣要請を行ったときは、必要により警察署に対し派遣部隊の誘導について依頼する。

2. 受入れ体制

- (1) 市は、責任者に対策本部特命部長を受入れ班長として指定し、派遣部隊の指揮官と調整に当たる。

(2) 受入れ体制の確立

派遣部隊の集結及び宿泊場所は、「青少年運動広場A・B」を予定しているが、部隊の規模等により収容できない場合は、他の公共施設を選定し、市災害対策本部会議において決定する。

資料2-15 藤井寺市域における防災拠点一覧表（資料編P62）

(3) 作業計画及び資機材等の整備

自衛隊の部隊が行う作業が円滑、迅速に実施できるよう作業内容及び計画を策定するとともに、作業実施に必要な資機材を準備する。

(4) 災害時用臨時ヘリポートの設営等

災害に際し、ヘリコプターを使用する要請を行った場合については、災害時用臨時ヘリポートについても準備する。

資料2-1 災害時用臨時ヘリポート一覧表（資料編P40）

3. 派遣部隊の活動

派遣部隊は、防災関係機関と緊密な連絡を保ち、相互に協力して次の業務を実施する。

なお、大規模な災害が発生した際には、被災直後の地方公共団体は混乱していることを前提に、防衛省・自衛隊は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理する。

(1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段により、被害の状況を把握する。

(2) 避難の援助

避難の指示等が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

(3) 遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して捜索救援を行う。

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

(5) 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防災用具をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

なお、「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」（平成8年1月17日）により、消防機関と速やかに大規模災害に係る情報交換を実施し、被災地等における人命救助その他の救護活動をより効果的に行うため、連携してその任務に当たるよう相互に調整する。

第3編 自然災害応急対策

第1章 活動体制の確立

(6) 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。

(7) 応急医療、救護及び防疫

応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。

(8) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

(9) 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水の提供を実施する。

(10) 物資の無償貸付又は譲与

「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸付し、又は譲与する。

(11) 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

第5 派遣部隊等の撤収要請

市長は、作業の進捗状況を把握、派遣要請の目的を達成したとき、又は必要がなくなつたと判断したときは、派遣部隊その他の関係機関と協議のうえ、速やかに口頭又は電話により知事に対し撤収の要請を依頼する。なお、事後速やかに依頼文書を提出する。

第3節 広域応援等の要請・受入れ・支援

災害に際して、市のみでは対応が十分できないときには、災害対策基本法等の関係法令及び相互応援協定に基づき他の市町村等に対して、人材や資機材等の協力を要請するとともに、災害が発生した市町村等に応援協力を行う相互応援協力に関し、次のとおり定める。

また、被害が比較的少なかった場合は、自力での災害対応に努めるとともに、被害の甚大な地域に対して積極的に支援を行う。なお、市職員を市外被災地域に派遣する場合、派遣先や支援内容に応じた職員の選定に努める。

第1 法律、協定に基づく応援協力の要請系統

資料3-10 法律、協定に基づく応援協力の要請系統（応援部隊の集結場所含む）
（資料編P102）

第2 応援の要請

災害時の応援については、応急措置を実施するために、労働力の提供を短期間身分の異動を伴わずに、応援隊を要請するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図る。

なお、応援に要した費用（交通費、諸手当、食料費、資機材等の費用及び輸送費）等については、原則として市がこれを負担する。

1. 応援の要請できる要件

市域に係る災害が発生した場合において、次の場合に応援の要請を行う。

- (1) 応急措置を実施するため必要があると認めるとき
- (2) 自己の持つ消防力等の現有活動勢力では、消防、水防、救助等効果的な応急措置の実施が困難な場合
- (3) 緊急を要するとき、地理的にみて近隣の市町村に応援を求めた方がより効果的な応急措置の実施ができると認められる場合

2. 応援に当たっての要請事項

- (1) 災害の状況及び応援を要請する理由
- (2) 応援を必要とする期間
- (3) 応援を希望する物資・資機材等の品目及び数量
- (4) 応援を必要とする場所
- (5) 応援を必要とする活動内容
- (6) その他必要事項

3. 知事に対する応援要請

災害対策基本法第68条に基づき、府知事に対して応援の要求を行う。

この場合には、市から府危機管理室を通じて行う。

4. 他の市町村に対する応援の要請

災害対策基本法第67条に基づき、他の市町村長に対して応援要請を行う。

また、市長は、災害相互応援に関する協定を締結した市町村に対して応援要請を行う。

これら協定は、被災により独自では十分に応急措置が実施できない場合に、他市町村に応援要請する応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めたものである。

資料3-11 相互応援協定の状況（資料編P103）

5. 緊急消防援助隊の応援活動

緊急消防援助隊は、阪神・淡路大震災を教訓に、全国の消防機関による応援を速やかに実施するため創設され、平成16年からは消防組織法に基づく部隊となり、令和2年4月1日現在、6,441隊が登録している。災害時には、被災地の要請を受け、地域を超えた消火・救助活動を実施する。

資料3-12 緊急消防援助隊の応援等要請・出動スキーム

（大阪府への応援要請等の連絡窓口含む）（資料編P106）

6. 受入れ体制の確立

応援部隊の受入れ先及び活動拠点は、「スポーツセンター」を予定しているが、部隊の規模等により収容できない場合は、他の公共施設を選定し、市災害対策本部会議において決定する。

資料2-15 藤井寺市域における防災拠点一覧表（資料編P62）

第3 職員の派遣要請

災害発生時の応急対策、復旧対策を実施するため、市の職員のみでは対応ができない場合は、府、他の市町村、指定地方行政機関等に対し、職員の長期的な派遣を要請することができる。

1. 府、他の市町村又は指定地方行政機関に対する派遣の要請

災害対策基本法第29条又は、地方自治法第252条の17の規定により職員の派遣を要請することができる。

これは、派遣を要請する職員の技術・知識・経験等を長期的に災害応急対策、災害復旧対策に関し必要な事項について、派遣先の身分に併任されて、派遣先の事務を行う。

なお、その場合の手続は、次の事項を記載して文書で行う。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(5) その他職員の派遣について必要な事項

2. 職員の派遣のあっせんの要請

市長は、災害対策基本法第30条に基づき、災害応急対策又は復旧のため必要があるときは、知事に対し、指定地方行政機関及び他の普通地方公共団体の職員の派遣についてあっせんを求めることができる。

なお、本部事務局は、その場合の手続きを、次の事項を記載した文書で行う。

- (1) 派遣のあっせんを求める理由
- (2) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

3. 身分及び経費の負担

派遣職員の身分及び経費の負担については、災害対策基本法第32条に定めるところによる。

第4 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の設置及び派遣

近畿地方整備局、近畿運輸局、大阪航空局及び大阪管区气象台等は、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため、国土交通省本省等とともに緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を設置し、本省災害対策本部長（災害対策本部が設置されていない場合は事務次官）の総括的指揮のもとに、被災地への派遣活動を行う。

第5 被災市区町村応援職員確保システムに基づく支援

総務省は、市及び府と協力し、被災市区町村応援職員確保システム（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。

市は、府及び総務省と連携し、被災市町村への応援体制を整備する。

第6 関係機関の連絡調整

市は必要に応じて、府が開催する、連絡会議及び調整会議において、市の被災の状況や対応状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努める。

第7 民間との協力

1. 労働者の確保

- (1) 災害対策基本法による従事命令等

市長は、市域に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第65条に基づき市民

又は応急措置の実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

<労働力の確保>

- ① 従事命令、協力命令の種類と執行者
- ② 従事命令の対象者

資料3-13 民間との協力（資料編P107）

③ 公用令書の交付

従事命令、協力命令若しくは保管命令を発するとき、又は発した命令を変更し、又は取消すときは公用令書を交付するものとする。

④ 実費弁償

知事の委任に基づき、市長が発した従事命令により、災害応急対策に従事した者に対しては、災害対策基本法第82条の規定に基づいて府が実費を弁償する。

⑤ 損害補償

従事命令又は協力命令により災害応急対策に従事した者が、そのことにより死亡若しくは負傷、又は疾病にかかり、又は障害の状態になった場合は、災害対策基本法第84条の規定によりその損害を補償する。

(2) 公共職業安定所の労働者供給

- ① 公共職業安定所に対しては、次の事項を明らかにして必要な労働者の供給あっせんを依頼する。

- a 必要労働者数
- b 男女別内訳
- c 作業の内容
- d 作業実施期間
- e 賃金の額
- f 労働時間
- g 作業場所の所在
- h 残業の有無
- i 労働者の輸送方法
- j その他必要な事項

② 賃金の額

労働者に支払う賃金の額は、原則として市における同職種に支払われる額とし、その額は関係機関と協議して定める。

③ 労働者の輸送

災害応急対策実施機関は、労働者の毎日の作業就労に際し、労働者の住居と作業現場との距離、作業能率その他を考え、できるだけ車両等による労働者の輸送就労を考

慮する。

(3) 民間協力団体の活用

災害発生時に市職員、派遣職員等の災害対策要員の活動を支援するため、必要に応じて民間協力団体に対して、応急対策又は復旧対策のための労務提供を要請する。ここでいう民間協力団体とは、赤十字奉仕団、市医師会、市歯科医師会及び市薬剤師会、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会、区長会、自主防災組織等の公共的団体をいう。

2. 要員の対策従事

災害時における災害対策実施機関の職員、民間協力団体、雇い上げた一般労働者並びに従事命令・協力命令による労働者は、次によりそれぞれ災害対策に従事する。

(1) 災害対策実施機関の職員

災害対策実施機関の職員は各機関で定める計画に従い、その対策に従事する。

(2) 民間協力団体

奉仕団体の活動内容は主として次のとおりであるが活動内容の選定に当たっては、奉仕団体等の意見を尊重して行う。

- ① 炊出し、その他災害救助活動の協力
- ② 清掃及び防疫
- ③ 災害応急対策用物資、資機材の輸送及び配分
- ④ 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- ⑤ 軽易な作業の補助
- ⑥ その他上記の作業に類した作業

(3) 一般労働者

- ① 被災者の安全な場所への避難
- ② 医療及び助産における各種移送業務
- ③ 被災者の救出
- ④ 飲料水の供給
- ⑤ 救済用物資の輸送
- ⑥ その他災害応急対策実施上の補助業務

(4) 従事者

従事命令又は協力命令を受けたその公用令書に記載された業務に従事する。

(5) 派遣職員

派遣要請を受けた職種に応じ指示された業務に従事する。

資料3-14 民間との協定の状況（資料編 P108）

様式-9 公用令書（資料編 P215）

第8 防災組織等の協力

市は、防災組織、ボランティア等に対し災害対策に対する協力を求める。

ここでいう防災組織とは、自主防災組織、施設の防災組織及び業種別の防災組織をいう。

第3編 自然災害応急対策

第1章 活動体制の確立

これらの協力業務として考えられるものは、次のとおりである。

- 避難行動要支援者への安否確認等の実施に協力すること
- 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、市その他関係機関に連絡すること
- 災害に関する予警報その他情報を市民に伝達すること
- 災害時における広報広聴活動に協力すること
- 避難誘導、避難所内被災者の救助業務に協力すること
- 被災者に対する炊出し、救助物資の配分等に協力すること
- 被害状況の調査に協力すること
- 被災区内の秩序維持に協力すること
- 罹災証明書交付事務に協力すること
- その他の災害応急対策業務に関すること

1. 市民の協力

市民は、市災害対策本部が実施する応急対策活動に協力するほか、自発的に以下のような防災活動上の責務を負うものとする。

- (1) 防災関係機関への協力
- (2) 被害情報等の防災関係機関への伝達
- (3) 出火防止及び初期消火
- (4) 初期救急救助
- (5) 避難行動要支援者への支援
- (6) 家庭における水、食料等の備蓄

2. ボランティアの協力

災害時において被災者の救援等を自発的に行う者は、ボランティアとして市災害対策本部が実施する応急対策活動に協力する。これらボランティア活動が円滑に実施されるために、市災害対策本部は社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンター及び関係団体と連携し必要な措置を講じる。

第2章 情報収集伝達・警戒活動

第1節 警戒期の情報伝達

市、府をはじめ防災関係機関は、大阪管区気象台等から発せられる気象予警報等をあらかじめ定めた経路により、関係機関及び市民に迅速に伝達、周知するなど、被害の未然防止及び軽減のための措置を講ずる。

また、大阪管区気象台及び府は気象予警報の伝達・周知に当たっては、参考となる警戒レベルも附すものとする。

第1 気象予警報等の把握

大阪管区気象台は、気象現象等により災害発生のおそれがある場合は、気象業務法に基づき注意報、警報、特別警報等を発表し、注意を喚起し、警戒を促す。その際、災害の危険度が高まる地域を示す等、早期より警戒を呼びかける情報や危険度、その切迫度を伝える洪水警報の危険度分布等の情報を分かりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。

市は、台風接近時や集中豪雨等が予想されるとき等は、市域に係る気象情報（気象警報・注意報、大雨警報・洪水警報の危険度分布等）の発表状況を把握するとともに、雨量や河川水位の観測情報を常時監視する。

資料3-15 気象警報・注意報（気象情報等を含む）（資料編P110）

資料3-16 大雨警報・洪水警報の危険度分布等（資料編P120）

第2 地震情報等の把握

市は、市域に揺れを感知したときは、気象庁が発表する地震情報等を把握し、南河内又は中河内地域の震度等を把握する。

資料3-17 地震情報（資料編P121）

第3 気象予警報等・特別警報の関係機関への伝達経路

1. 大阪管区気象台が発表する気象予警報などの伝達系統図
2. <特別警報の伝達系統図>

資料3-18 気象予警報等の伝達系統図（資料編P122）

3. 気象予警報等の収集伝達

- (1) 気象台が行う気象予警報等の収集については、危機管理室が行う。
- (2) 危機管理室は、この予警報等を受信したときは、必要に応じ市長・両副市長に報告するとともに、関係各課に連絡する。
- (3) 伝達を受けた関係各課は、直ちにその内容に応じた適切な措置（防災パトロールも含む）を講じるとともに、関係先等に伝達する。
- (4) 危機管理室は、予警報等のうち、特に必要とする情報については庁内放送するなど、全職員に周知する。
- (5) 夜間休日における情報の収集は、当直者が行い、大雨や氾濫警戒情報（洪水警報）については、直ちに危機管理室長等に報告し、その内容に応じた措置をとる。

第4 大阪管区気象台及び近畿地方整備局大和川河川事務所が共同で発表する洪水予報

1. 大和川洪水予報

大和川の洪水に関する予報は、大和川洪水予報実施要領に基づき、大阪管区気象台及び近畿地方整備局大和川河川事務所が共同で行う。（気象業務法第14条の2第2項、水防法第10条第2項）

資料3-19 大阪管区気象台及び近畿地方整備局大和川河川事務所が共同で発表する洪水予報（連絡系統含む）（資料編P124）

第5 大阪管区気象台及び府が共同で発表する洪水予報

1. 石川洪水予報、寝屋川洪水予報

石川の洪水に関する予報は、大和川水系石川・淀川水系寝屋川流域の洪水予報実施要領に基づき、大阪管区気象台及び府が共同で行う。（気象業務法第14条の2第3項、水防法第11条）

2. 石川洪水予報通信連絡系統図

3. 寝屋川流域洪水予報通信連絡系統図

資料3-20 大阪管区気象台及び大阪府が共同で発表する洪水予報（連絡系統含む）（資料編P125）

第6 国土交通大臣が発表する水防警報

1. 発表基準

国土交通大臣が直轄管理する河川、海岸等（府内では、淀川、大和川、石川（直轄管理区間）、猪名川のみ）に洪水又は高潮による災害の発生が予想される場合において、水防活動が必要とする旨を警告するもので国土交通大臣が発表する。

2. 大和川、石川水防警報及び情報通信連絡系統図

資料3-21 国土交通大臣が発表する水防警報（伝達系統含む）（資料編P128）

第7 知事の発表する水防警報等

1. 洪水予報指定河川の水防警報

知事が指定する河川（市内では石川のみ）に洪水による災害の発生が予想される場合において、水防活動を必要とする旨を警告するもので知事が発表する。

資料3-22 知事の発表する水防警報等（伝達系統含む）（資料編P129）

2. 水位到達情報

知事が指定する水位情報周知河川について、河川管理者は、避難判断水位及び氾濫危険水位に到達した場合には、その旨を水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

市長は、避難判断水位及び氾濫危険水位に到達した旨の情報を得た場合は、必要に応じて、避難指示等を行う。

第8 火災気象通報

火災気象通報は、消防法第22条に基づいて大阪管区気象台長が気象の状況が火災予防上危険であると認めるとき、その状況を知事に通報するもので、市長が知事からこの通報を受けたときは、必要により関係団体及び市民等に火災警報を発令するものとする。

火災気象通報の通報基準は、大阪管区気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪を予想している場合には火災気象通報として通報しないことがある。

第9 市民への周知

(1) 市は、本計画に基づき、防災行政無線（同報系）、広報車、マスメディア等を利用し、又は状況に応じて地区自治会、自主防災組織等と連携して、市民、要配慮者利用施設の施設管理者等に対して予警報を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態等について周知する。周知に当たっては、メール、テレビの文字放送等の情報システムを活用するほか、民生委員児童委員、介護サービス事業者、福祉サービス事業者、ボランティア団体等が連携して、避難行動要支援者に必要な情報が速やかに行き届くよう対応する。

(2) 市及び消防組合は、火災警報発令、解除の市民への周知について、次の要領で行う。なお、周知に当たっては、避難行動要支援者に配慮する。

- ① 「火災警報発令中」の掲示板を火災警報発令時に消防署等に掲示し、解除時にはこれを撤去する。
- ② 防災行政無線（同報系）、広報車等を利用し、又は状況に応じて地区自治会、自主防災組織等と連携して、市民に警報を周知する。

第2節 警戒活動

市、府をはじめ防災関係機関は、災害の発生に備え、警戒活動を行うものとする。

第1 気象観測情報の収集伝達

1. 雨量、水位等に関する情報の収集

市は、局地的な集中豪雨等に対処するため、雨量・水位等の観測を行うとともに、府の雨量・水位の情報を、大阪府防災情報システム及び川の防災情報、防災気象情報で確認する。また、近畿地方整備局のレーダー雨量計のエコーについては、川の防災情報により収集する。

雨量に関する情報については、降りはじめ又は大雨等の予警報が発表された時点から、適宜情報を電話等で収集する。

資料3-23 雨量・水位観測所一覧表（資料編P129）

2. ため池水位の通報

- (1) ため池管理者は、あらかじめ個々のため池について通報水位を把握しておく。
- (2) ため池管理者は、その管理するため池の水位が上昇し、又は、降雨等の状況により増水のおそれがあると認めたときは、直ちに市長に通報する。
- (3) 市長は前項の通報を受けたときは、直ちに消防組合及び警察署に通報するものとする。
なお、必要に応じ富田林土木事務所、南河内農と緑の総合事務所に通報する。

資料3-24 ため池水位の通報（資料編P129）

第2 水防計画及び水防情報

1. 任務

市は水防法第3条の規定に基づき、水防管理団体として市の行政区域内における水防を十分果たさなければならない。

2. 市の水防組織

水防組織は、消防団をもってこれに充てる。

3. 大和川右岸水防事務組合

水防事務組合は、水防法の定めるところにより、その管轄区域内の水防を十分に果たさなければならない。水防事務組合の管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき又は水防上必要があると認めるときは水防団の出動又は出動準備をさせ、水防の万全を期するものとする。

資料3-25 大和川右岸水防事務組合概要（資料編P130）

4. 水防区域

市内の各河川及びため池のうち、公共上特に重要な区域について、その及ぼす影響の程度により、次のとおり区分する。

- (1) 特に重要な水防区域
- (2) 重要水防区域
- (3) その他

5. 出動準備及び出動

(1) 出動準備

水防管理者は、次の場合には市職員、管下水防団、消防機関並びにため池管理者に対し出動準備をさせる。

- ① 河川及びため池の水位が水防団待機水位（通報水位）に達したとき。
- ② 気象予報、洪水予報、水防警報等により洪水等の危険が予測されるとき。

(2) 出動

水防管理者は、次の場合には直ちに市職員、管轄の水防団、消防機関並びにため池管理者に対し、定められた計画に従い出動させ、配備につかせるとともに、この旨を府水防本部現地指導班長に報告するものとする。

- ① 河川又はため池の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。若しくは氾濫注意水位（警戒水位）に近づき、達するおそれがあるとき、あるいは超えることが予想されるとき。
- ② 堤防の漏水、決壊等の危険を感知したとき又は気象予報、洪水予報、水防警報等により出動を要すると認めたとき。

6. 監視及び警戒

(1) 常時監視

- ① 水防法第9条に基づき、水防管理者は随時市内の河川等を巡視して水防上危険であると認めた箇所があるときは、直ちに河川、堤防等の管理者に連絡しなければならない。
- ② ため池管理者は、前記に準じて水防上危険であると認められる箇所があるときは、所轄農と緑の総合事務所長に連絡し、必要な措置を求めなければならない。

(2) 非常警戒

水防管理者は、出動命令を出したときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として、堤防の表側と上端（天端）と裏側を3班に分けて巡視させ、特に次の状態に注意し、異常を発見した場合直ちに府水防本部現地指導班長に報告するとともに水防活動を開始する。なお、必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。

- ① 堤防斜面（裏法）の漏水等による亀裂及び欠け崩れ
- ② 堤防斜面（表法）で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ③ 上端（天端）の亀裂又は沈下
- ④ 堤防から水が溢れる

- ⑤ 水門（樋門）の両袖又は底部よりの漏水と扉の閉まり具合
 - ⑥ 橋梁その他構築物と堤防との取り付け部分の異常
- (3) 警戒区域の設定
- ① 水防法第21条及び第24条により、水防活動上必要がある場合には警戒区域を設定して無用の者の立入を禁止若しくは制限し、あるいはその区域内の居住者又は水防現場にいる者を水防に従事させることができる。
 - ② 水防法第22条に基づき、水防管理者は水防活動のため必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を求めることができる。

第3 ライフライン・交通等警戒活動

1. ライフライン事業者

気象情報等の収集に努め、必要に応じて警備警戒体制をとる。

- (1) 上水道（大阪広域水道企業団）
- ① 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
 - ② 応急対策用資機材の確保
- (2) 電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）
- ① 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
 - ② 応急対策用資機材の確保
- (3) ガス（大阪ガス株式会社）
- ① 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
 - ② 応急対策用資機材の点検、整備、確保
 - ③ ガス製造設備、主要供給路線、橋梁架管、浸水のおそれのある地下マンホール内制御器等の巡回点検
- (4) 電気通信（西日本電信電話株式会社等、KDD I 株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社）
- ① 情報連絡用回線の作成及び情報連絡員の配置
 - ② 異常事態の発生に備えた監視要員又は防災上必要な要員の措置
 - ③ 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等の実施
 - ④ 災害対策用機器の点検、出動準備又は非常配置及び電源設備に対する必要な措置の実施
 - ⑤ 防災のために必要な工事用車両、資機材の準備
 - ⑥ 電気通信設備等に対する必要な防護措置
 - ⑦ その他安全上必要な措置

2. 交通施設管理者

気象情報の収集等に努め、必要に応じ警備警戒体制をとるとともに、施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するため適切な措置を講ずる。

- (1) 鉄道施設（近畿日本鉄道株式会社）
- ① 定められた基準により、列車の緊急停止、運転の見合わせ若しくは速度制限を行う。

- ② 適切な車内放送、駅構内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。
- (2) 道路施設（市、府、西日本高速道路株式会社）
- ① 定められた基準により、通行の禁止、制限若しくは速度規制を行う。
 - ② 交通の混乱を防止するため、迂回、誘導等適切な措置を講ずる。

第3節 発災直後の情報伝達

市、府をはじめ防災関係機関は、災害発生後、相互に連携協力し、直ちに地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行うものとする。

第1 被害状況等の収集

災害が発生したとき又はそのおそれがあるときで、配備区分に基づく体制とは別に緊急的に調査を実施し、市内の被害状況について早急に把握する必要があるときは、区域責任者は本部長（市長）にかわり、担当区域の現場視察及び応急対策を行うとともに、本部長に報告する。

また、人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、府が一元的に集約、調整を行うことから、市が把握している人的被害の数について府に連絡する。

資料3-26 緊急調査担当地区一覧表（資料編P131）

第2 災害情報の収集伝達経路

資料3-27 災害情報の収集伝達経路（資料編P132）

第3 伝達先

災害対策本部は、収集した被害状況等のうち、必要なものはそれぞれ次の機関へ報告伝達するものとする。

- (1) 報告を必要とする防災関係機関
- (2) 応急救助活動等の実施を必要とする部局
- (3) 報道機関
- (4) 市民

資料3-28 各機関の電話番号・連絡先及び所在地（資料編P133）

資料3-29 大阪地区非常通信協議会連絡経路（資料編P135）

第4 府への被害状況等の報告

災害対策基本法第53条第1項並びに消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）により、基本的に府へ被害状況等の報告を行う。

ただし、地震が発生し、当該市町村区域内で震度5強以上を記録したものについては、被害の有無を問わず直接消防庁に報告するものとする。

なお、府への報告は、原則として大阪府防災情報システムによるが、システムが使用できない場合には、府防災行政無線、電話及びファクシミリ等の手段による。

火災等に関する報告については、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）により、府に対して行う。ただし、「直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市は、第一報を府に加え、消防庁に対しても報告する。即報に当たっては、区分に応じた様式に記載しファクシミリ等により報告する。また、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、電話による報告も認められる。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者等住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

1. 報告の基準

被害状況等の報告は、次の該当する場合に行うものとする。

- (1) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- (2) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的状況からみて、報告の必要があるもの。
- (3) 災害に対し、国の財政的援助を要すると認められるもの。
- (4) 災害が当初は軽微であっても、今後拡大し発展するおそれがある場合、又は2市町村以上にまたがるような広域的な災害で、本市が軽微な被害であっても全体的に大規模な同一災害の場合。
- (5) 災害対策本部を設置した場合。
- (6) その他、特に報告の指示があった場合。

2. 報告要領

災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次の区分により府に被害状況等報告様式の各事項について報告するものとする。

(1) 災害概況報告

市は、災害発生直後に、「災害概況即報」に従い、報告するとともに、避難、救護の必要性並びに災害拡大のおそれ等、災害対策上必要と認められる事項について、その概況を報告する。

(2) 被害状況報告

災害概況報告を行ってから、被害状況の詳細が判明した場合、又は、被害状況等に大きな変化があった場合、直ちにその内容を報告するとともに、「被害状況即報」により報告する。報告数値は判明した範囲でよい。

(3) 災害確定報告

応急対策が終了した場合は、「被害確定報告」に掲げる全部の事項について、20日以内に府に報告する。

3. 府及び国への報告

- (1) 消防機関への通報が殺到する場合は、その状況を府及び国（消防庁）に通報する。
- (2) 府への報告が、通信の途絶等によりできない場合は、直接国（消防庁）に報告する。こ

の場合、事後速やかに府に報告を行う。

様式－1 被害状況速報（その1）（資料編P203）

様式－2 被害状況速報（その2）（資料編P204）

様式－3 災害確定報告（資料編P206）

第5 異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれのある異常現象を発見したときは、次の方法により措置するものとする。

1. 発見者の通報義務

異常現象を発見した者は、遅滞なく市長又は警察官に通報しなければならない。

2. 市長の通報

通報を受けた市長は、直ちに大阪管区气象台、府出先機関、府関係課及び防災関係機関に通報するとともに市民に対して周知徹底を図るものとする。

3. 警察官の通報

異常現象を発見し、又は通報を受けた警察官は、市長及び警察署長に通報しなければならない。

4. 異常現象の種類

- (1) 気 象 竜巻、強いひょう、突風等著しく異常な気象現象
- (2) 水 象 がけ崩れ、堤防等からの水洩れ
- (3) その他異常と思われる現象

5. 異常現象通報系統図

資料3－30 異常現象通報系統（資料編P135）

第6 通信手段の確保

災害時における関係機関相互の通信連絡を迅速かつ円滑に実施するため、通信混乱の防止に努めるとともに、公衆電話回線が途絶した場合の緊急通信体制を確保する。

1. 無線通信機能の点検・確保

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、直ちに防災行政無線の通信機能を点検し、無線通信機能の確保を図る。

2. 通信窓口

- (1) 各機関は、指定電話及び連絡責任者を定め、窓口の統一を図るものとする。
- (2) 各機関は、災害時においては指定電話を平常業務に使用することを制限し、指定電話に通信事務従事者を配置し、連絡責任者の統括のもとに通信連絡に当たるものとする。
- (3) 各機関相互における通信連絡は、原則として各機関の連絡責任者の勤務場所の電話を利用するものとする。

3. 電気通信設備の利用

(1) 電気通信事業者への要請

西日本電信電話株式会社等の電気通信事業者に対し、応急回線の作製、利用制限等の措置による通信輻輳の緩和及び通信の疎通確保とともに、非常、緊急通信や非常緊急電報を一般の電話に優先して取り扱うよう要請する。

(2) 優先利用

必要に応じて西日本電信電話株式会社等の電気通信事業者に対して非常電話及び非常電報を申込み、電気通信設備の優先利用による非常通信を行う。

4. 府防災行政無線の活用

府、近隣市町村、防災関係機関等との連絡については、府防災行政無線を活用する。

5. 公衆用電話回線途絶時の対応

公衆電話回線途絶のため、災害情報の収集・伝達に支障をきたす場合は、次のような措置を講じる。

(1) 府、近隣市町村との連絡

府防災行政無線を利用して行う。また、必要に応じ消防無線、警察無線、非常通信、携帯電話を活用するとともに、状況によっては伝令の派遣を行う。

(2) 関係機関との連絡

関係機関に対し、職員の派遣及び所属機関との連絡用無線機等を可能な限り携行するよう要請する。

(3) 非常通信の利用

公衆電話回線が途絶し、かつ防災行政無線による通信が困難な場合、電波法第52条に基づき、次に掲げる機関の無線局を利用し、災害に関する通信の確保を図る。

- ① 関係機関（府警察、鉄道会社等）が保有する無線
- ② 放送局の有する無線
- ③ 近畿地方非常通信協議会に加入する機関の無線
- ④ アマチュア無線等

(4) 災害現場等出勤者との連絡

災害現場等に出動している職員との連絡は、携帯電話、防災行政無線、伝令（自転車、バイク、徒歩等）派遣等の適当な手段によって行う。

第4節 災害広報

市、府をはじめ防災機関は、相互に協議調整し、市民をはじめ、出勤及び帰宅困難者、訪日外国人を含む観光客に対し、自らの判断で適切な行動がとれるよう、正確かつきめ細かな情報をさまざまなツールを活用し、提供する。

第1 災害モード宣言

府は、市民や事業者等に、府内に広域的な大規模災害が発生若しくは迫っていることを知らせ、学校や仕事等の日常生活の状態（モード）から、災害時の状態（モード）への意識の切り替えを呼びかける「災害モード宣言」を行う。

市は、府が「災害モード宣言」を行ったときは、府と連携して、状況に応じた情報発信を行う。

第2 広報活動

災害時には、情報が輻輳するため、広報内容の一元化を図り、市民や応急対策に従事する職員等に混乱が生じないようにする必要がある。

そのため、災害対策本部の各部においては、知り得た情報は、全て災害対策本部に連絡するとともに、広報を必要とする事項は、政策企画対策部を通じて広報するものとする。

第3 広報の内容

（1）台風接近時の広報

- ① 台風についての情報（進路予想図、予報円等）や気象の状況
- ② 不要・不急の外出抑制の呼びかけ
- ③ 鉄道等の交通機関の運行情報の収集 等

（2）地震発生直後の広報

- ① 地震情報（震度、震源、地震活動等）・気象の状況
- ② 出火防止、初期消火の呼びかけ
- ③ 要配慮者への支援の呼びかけ
- ④ 規模の大きな地震が連続発生する危険性の注意喚起 等

（3）風水害発生直後の広報

- ① 気象等の状況
- ② 要配慮者への支援の呼びかけ 等

（4）その後の広報

- ① 二次災害の危険性
- ② 被災状況とその後の見通し

- ③ 被災者のために講じている施策
- ④ ライフラインや交通施設等の復旧状況
- ⑤ 医療機関等の生活関連情報
- ⑥ 交通規制情報
- ⑦ 義援物資等の取扱い 等

第4 広報の方法

1. 市民への発表

(1) 特別警報が発表された場合（避難指示等を発令した場合を含む）

- ① 防災行政無線（同報系）を使用し周知
- ② 市の広報車及び消防団車両等により巡回し周知
- ③ 大阪府防災情報システムへの情報入力による周知
（おおさか防災ネット、防災情報メール、緊急速報メール（エリアメール）、公共情報コモンズへの自動配信が可能となる。）
- ④ 市ホームページへの掲載
- ⑤ 地区自治会の長への連絡
- ⑥ J：COMチャンネル（地上デジタル11チャンネル）を通じての緊急情報の放送

(2) その他

状況に応じて、次の方法をもって広報活動を行うものとする。

- ① 防災行政無線（同報系）の活用
- ② 広報車等による方法
- ③ ヘリコプター等の航空機による方法
- ④ インターネットの活用（ホームページ、SNS等の利用）
- ⑤ マスメディアの利用による方法
- ⑥ 地区自治会、自主防災組織等の協力による方法
- ⑦ 巡回等による方法
- ⑧ チラシ、ポスター、広報紙等印刷物による方法
- ⑨ その他の方法

2. 報道機関への発表

必要に応じ、災害の状況や応急活動の状況を報道機関に発表する。なお、市長又は知事は緊急を要する場合、災害対策基本法第57条に基づき電気通信事業者及び放送事業者等に対し情報の提供を行うよう求めることができる。

3. 要配慮者に配慮した広報

(1) 障害者への情報提供

広報に当たっては、ラジオ放送の充実、手話通訳・字幕入放送・文字放送の活用等、障害特性に配慮した広報を行う。

(2) 外国人への情報提供

府は、必要に応じ、その他の放送事業者に対し、外国語放送等適切な対応を要請する。

(3) 避難行動要支援者への情報提供

広報に当たっては、避難行動要支援者に配慮した広報を行う。

第5 広報資料の収集等

(1) 各部からの報告のほか、必要に応じて災害現場における現地取材を行うものとする。

(2) 災害写真の撮影

① 災害現場に職員を派遣し、災害写真を撮影するほか、各部において撮影した写真の収集に努めるものとする。

② 災害写真は速やかに印刷し、掲示するなど速報に用いるほか、他の機関から依頼がある場合は提供するものとする。

(3) 記録の作成

災害の予防に資するため災害に関する記録を作成するとともに、必要があれば、写真撮影を行う。

第6 広聴活動

大規模な災害が発生した場合は、情報の途絶から、民心は極度に混乱し、社会不安をもたらす。また、災害や避難生活が長期化した場合の生活環境等の悪化からストレスに見舞われるため、被災者の生活相談、救助業務等の広聴活動を実施し、民生の安定を図るとともに、災害応急、復旧活動に市民の要望等を反映していく。

1. 相談窓口の開設

大規模な災害が発生した場合、若しくは市長が必要と認めるときは、被災者のための相談窓口を開設し、相談、問い合わせ、受付等の業務を行う。また、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

また、被災者の中に配偶者から暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。なお、相談場所については、災害の規模及び程度等により適切な場所を実施する。

2. 相談窓口の推進体制

(1) 相談窓口では、当該災害について電話及び市民対応業務全般について実施するものとし、対応職員は各部から派遣するほか、防災関係機関、ボランティア等の協力を得るものとする。

(2) 相談窓口の開設時には、広報紙、報道機関等で市民へ周知する。

3. 広聴内容の処理

(1) 相談窓口等で聴取した内容については、速やかに関係各部署及び関係機関に連絡し、早期解決が図れるよう努める。

(2) 必要に応じ、関係機関の協力を求める。

第3章 消火・救助救急・医療救護

第1節 消火・救助救急活動

市、消防機関、府、府警察及び自衛隊等は、活動エリア・内容・手順・情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整等、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確な消火・救助救急活動を実施する。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

第1 震災警防体制

1. 組織

消防組合は、大規模地震が発生した場合、震災活動マニュアル（警防本部編、警備課編、指令課編）に基づき、震災警防体制を確立する。

2. 非常警備体制

消防長は、大規模地震が発生した場合、柏原羽曳野藤井寺消防組合警防規程（以下「警防規程」という。）第57条に基づき、次の基準により非常警備を発令し、警防体制の強化を図る。また、非常警備時の措置は、警防規程第59条に定めるとおりとし、当務員により初動体制を確立する。

- (1) 消防組合構成市（柏原市、羽曳野市及び本市。以下「組合構成市」という。）に震度5強以上の地震が発生したとき（第3非常警備体制）
- (2) 組合構成市に震度5弱の地震が発生したとき（第2非常警備体制）
- (3) 組合構成市に震度4の地震が発生し、被害が拡大したとき（第1非常警備体制）
- (4) 組合構成市に震度4の地震が発生したとき（非常警備体制、特命招集警戒）
- (5) 組合構成市に震度3の地震が発生したとき（非常警備体制、特命招集警戒）
- (6) 組合構成市が震度3以下の場合であっても、組合構成市に災害対策本部が設置されたとき又は消防長が必要と認めたときは、特命招集警戒又は第1非常招集を発令する。

3. 職員の非常招集

消防長は、非常警備体制を確立するため職員を増強する必要があると認めるときは、警防規程第62条に基づき、現に勤務している隔日勤務職員以外の職員を対象とし、警防規程別表3の区分により非常招集を発令する。

4. 情報収集伝達

消防無線等の各種通信設備を有効に活用し、震災消防活動に必要な情報を迅速的確に収集するとともに、組合構成市の被害状況等を組合構成市災害対策本部のほか、府等へ連絡する。

第2 震災消防活動

1. 活動方針

大規模地震発生時には、火災、救助、救急といった事案が複合して発生するが、大規模火災へと発展させないよう、火災防御活動を優先した部隊活動を実施するとともに、火災防御活動と並行して救助救急活動を実施する。

2. 初動措置

警防規程第22条に定める警防本部長は、地震発生と同時に震災活動マニュアル（警防本部編）に基づく初動措置を実施させ、消防活動体制を整える。なお、警防本部設置までの警備課の初動措置については、震災活動マニュアル（警備課編）に基づき、初動体制を整える。

3. 火災防御活動

震災時の同時多発火災に対応するため、火災の早期発見、延焼拡大前の早期鎮圧を主眼とした火災防御活動を実施するとともに、火災に対応可能な消防隊及び消防団を確保するため、速やかに他の火災現場に移動可能な体制を整える。

4. 救助活動

火災現場における人命救助活動を最優先とし、資器材を有効に活用し活動する。

5. 救急活動

救命処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者はできる限り自主的な処置を行わせる。

6. 消防団との協働

消防団と協働して、震災消防活動を実施する。

7. 自主防災組織との連携

消火、救助、救急活動等については、自主防災組織、事業所の自衛消防隊等と連携を保ちながら実施する。

8. 受援体制の確立

他の消防機関からの応援を受ける場合は、受援計画に基づく受援体制を確立する。

9. 惨事ストレス対策

消火、救助、救急活動に当たっては、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第2節 医療救護活動

市、府及び医療関係機関は、災害の状況に応じ被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む）を実施する。

また、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾン等を含む）に対して適宜助言及び支援を求める。

第1 基本方針

災害の規模が大きいほど、医療行為が遅滞することとなるが、医療面からいえば時間の経過とともに救命率が低下する。このため、消防機関と医療関係機関との密接な連携のもと、可能な限りこの時間短縮に努め、短期間における被災患者の収容治療、重傷者の後方病院への転送を実施する。この際、効率的な負傷者救護のためには、適切なトリアージを行う必要がある。

第2 医療情報の収集活動

市は、市医師会の協力を得て、人的被害・医療機関被害状況、活動状況及び被災地の医療ニーズについて把握し、速やかに府へ報告するとともに、府が一元的に把握している被害状況、活動状況、被災地ニーズ、患者受入れ情報等の提供を受ける。

また、市民に対しても可能な限りの医療機関情報を提供する。

第3 現地医療対策

市は、医療関係機関と連携して災害の状況に応じた適切な医療救護活動を実施する。また、市長（本部長）は、市だけでは必要な医療及び助産が確保できないときは、隣接する市や府に応援を依頼するものとする。

1. 医療救護班の編成

災害時において、健康福祉対策部及び市民病院対策部が中心となって、通常の医療体制では対応できない多数の傷病者が一時に発生した場合には、市民病院の医師、看護師等により市民病院医療救護班を編成する。同時に健康課は、速やかに市内医療機関の被害状況を把握し、市内医療機関の被害により地域に医療の空白地帯が生じた場合には、救護所を設置するとともに、市医師会等の協力を得て、地域医療救護班を編成して傷病者の治療や応急処置を行う。

（1）市民病院医療救護班の整備

市民病院は、市民病院の医師等により、医療救護班を編成し、傷病者の治療や応急処置を行う。なお、編成数は1班とし、最低医師1名、看護師2名、その他1名の4人以上で構成する。

資料3-31 医療救護班の編成（資料編P136）

(2) 地域医療救護班の整備

災害の状況に応じて、地域に救護所を設置するとともに、藤井寺市医師会等関係機関に医師等の派遣を要請し、地域医療救護班を編成する。編成数は3班とし、1班当たり最低医師2名、看護師2名、事務職1名の5名で構成する。なお、スタッフは、保健センターに参集する。

2. 医療救護班の業務

(1) 医療救護班の範囲

- ① 診察
- ② 薬剤又は治療材料の支給
- ③ 処置・手術その他の治療及び施術
- ④ 病院又は診療所への収容
- ⑤ 看護
- ⑥ 助産救護
- ⑦ 被災市民等の健康管理

(2) 具体的な活動

- ① 傷病者の重傷度の判定（トリアージ）
- ② 重症患者に対する救急蘇生術の施行
- ③ 後方医療施設への転送の要否及び順位の判定
- ④ 転送困難な患者及び避難所等における軽易な患者に対する医療
- ⑤ 死亡の確認

3. 医療救護班の搬送

(1) 医療関係機関

原則として、医療関係機関で所有する緊急車両等を活用し、移動する。

(2) 市及び府

医療関係機関が搬送手段を有しない場合は、市及び府が搬送手段を確保し、搬送を行う。

4. 救護所の設置

市は、被災現場、避難所及び被災地内の医療施設等に、必要に応じ応急救護所あるいは医療救護所（以下「救護所」という）を設置し、医療救護及び助産を必要とする者に対し迅速かつ適切に医療救護及び助産活動を行う。なお、救護所を設置する場合の予定場所を次の場所とし、災害発生状況に合わせ、必要に応じて設置場所を定める。

- ① 集中して負傷者が出る地域
- ② 避難場所
- ③ 学校等の保健室
- ④ 保健センター
- ⑤ 市の公共施設
- ⑥ その他救護所の設置が必要な場所

5. 医療救護班の受入れ・調整

(1) 市

医療救護班の受入れ窓口を健康課とし、保健所の支援・協力のもと救護所への配置調整を行う。

(2) 府

医療救護班を受入れ、市への派遣調整を行う。

6. 救護所における現地活動

(1) 応急救護所における現場救急活動

災害発生直後に災害拠点病院から派遣される緊急医療救護班等が、応急救護所で応急救置やトリアージ等の現場救急活動を行う。

(2) 医療救護所における臨時診療活動

市、府及び各医療関係機関等から派遣される主に診療科別医療救護班等が、医療救護所で軽症患者の医療や被災市民等の健康管理等を行う。

この場合、発災当初から外科系及び内科系診療（必要に応じて小児科・精神科・歯科診療等）を考慮し、医療ニーズに応じた医療救護班で構成する医療チームで活動する。

7. 応援の要請

市の医療救護班の体制をもってしても、なお医療救護が確保できないときは、府を通じて、災害派遣医療チーム（DMAT）、日本医師会災害医療チーム（JMAT）等の派遣や日本赤十字社大阪府支部等の応援を要請する。

第4 後方医療対策

災害拠点病院、特定診療災害医療センター、市災害医療センター及び災害協力病院は、被災地内の医療機関や救護所では対応できない重症患者や、特殊な医療を要する患者等に対する医療を実施する。また、これら後方医療施設への患者の搬送については特に緊急を要するため、搬送手段の優先的確保等特段の配慮を行うものとする。

なお、負傷者の搬送にあつては、救急車をはじめ、消防、警察、自衛隊等のヘリコプター等の動員を求め、後方の医療機関に搬送することとなる。

1. 受入れ病院の選定と搬送

消防組合は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等で提供される患者受入れ情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分け調整し、関係機関が患者を搬送する。

2. 患者搬送手段の確保

(1) 陸上搬送

患者の陸上搬送は、原則として救急車で実施する。

救急車が確保できない場合は、市及び府が搬送車両を確保する。

(2) 航空機搬送

府は、市から要請があつた場合、又は自ら必要と認められたときは、ヘリコプターや消防防災ヘリ、自衛隊機等の航空機を保有する関係機関に搬送を要請する。

3. 災害医療機関の役割

(1) 災害拠点病院

① 基幹災害拠点病院

基幹災害拠点病院は下記の地域災害拠点病院の活動に加え、患者の広域搬送にかかわる地域災害医療拠点病院間の調整を行う。

② 地域災害拠点病院

地域災害拠点病院は次の活動を行う。

- a 24時間緊急対応により、多発外傷、挫滅症候群、溺水等の災害時に多発する救急患者の受入れと高度医療の提供
- b 医療救護班の受入れ、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣
- c 患者及び医薬品等の広域搬送拠点としての活動及びこれに係る地域医療機関との調整
- d 地域の医療機関への応急用医療資器材の貸出し等の支援

(2) 特定診療災害医療センター

特定診療災害医療センターは、循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療、精神疾患等の専門診療を必要とする特定の疾病対策の拠点として主に次の活動を行う。

- ① 疾病患者の受入れと高度な専門医療の提供
- ② 疾病患者に対応する医療機関間の調整
- ③ 疾病患者に対応する医療機関等への支援
- ④ 疾病に関する情報の収集及び提供

(3) 市災害医療センター（市民病院）

市災害医療センターは、次の活動を行う。

- ① 市の医療拠点としての患者の受入れ
- ② 災害拠点病院等と連携した患者受入れに係る地域の医療機関間の調整

(4) 災害医療協力病院

災害医療協力病院は災害拠点病院及び市災害医療センター等と協力し、率先して患者を受入れる。

第5 医薬品等の確保供給活動

市及び府は、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医薬品、医療用資器材の確保体制を整備し、供給活動を実施する。また、日本赤十字社大阪府支部は、災害時における血液製剤の供給体制を整備する。

1. 市

地域の医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材の調達、供給活動を実施する。また、不足が生じた場合は、府に対して供給の要請を行う。

2. 府

市から要請があった場合、又は自ら必要と認められたときは、医療関係機関及び医薬品等

関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材の調達、供給活動を実施する。また、必要に応じて、国及び他府県に対しても医薬品等の応援要請を行うとともに、受入れ窓口を設置し調整を行う。

3. 日本赤十字社大阪府支部

日本赤十字社大阪府支部は、被害のない地域に採血班を出勤させるとともに、他府県支部に応援を要請し、輸血用血液の調達、供給活動を実施する。

第6 被災者の健康維持活動

市及び府は、相互に連携し、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

市は、保健支援チーム、栄養指導チーム、歯科衛生指導チームからなる避難所保健衛生支援チームを編成して、順次避難所を巡回し、指導・調査を行う。

1. 巡回相談の実施

- (1) 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所、応急仮設住宅等において、保健師等による巡回相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。
- (2) 被災者の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため、栄養士会や在宅栄養士等の協力を得て、避難所や応急仮設住宅、給食施設等において、巡回栄養相談を実施する。
- (3) 経過観察中の在宅療養者や避難行動要支援者を把握し、適切な指導を行う。

2. 心の健康診断等の実施

- (1) 災害による心的外傷後ストレス傷害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口の設置に努める。
- (2) 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断に対応するため、保健所や医療機関との連携の下、精神科救護班の設置に努める。

資料3-32 避難所保健衛生チーム（資料編P136）

第7 個別疾病対策

市及び府は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じ、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係機関と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。

第4章 避難行動

第1節 避難誘導

災害から市民の安全を確保するため、防災関係機関は相互に連携し、避難指示、避難誘導等必要な措置を講ずる。その際、市は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫し、対象者を明確にする。また、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にし、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達すること等により、市民の積極的な避難行動の喚起に努めるとともに、避難行動要支援者支援マニュアル等に沿った避難行動要支援者に対する避難支援に努める。

第1 避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始、災害発生情報

1. 避難勧告等により立ち退き避難が必要な市民等に求める行動

市民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難指示等を発令する。市民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難指示等は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき行動がわかるように伝達する。

資料3-33 避難指示等により立ち退き避難が必要な市民等に求める行動（資料編 P137）

資料3-34 大和川・石川の避難指示等発令基準（資料編 P138）

資料3-35 量水標及び通報水位、警戒水位一覧表（資料編 P139）

2. 実施者

(1) 災害発生情報、避難指示、避難勧告

市長は、市民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立ち退きを勧告・指示する。また、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、当該地域の住民等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。

避難行動は、「水平避難（現在いる危険な場所から立ち退いて、避難場所は近隣の安全を確保できる場所に移動すること）」と「垂直避難（2階以上の安全を確保できる高さに移動すること）」がある。市民は自らの判断で避難行動を選択すべきものであること、命を守る避難行動としては必ずしも従来の立ち退き避難を必要としない場合もあることから、「屋内での待避等の屋内における安全確保措置」も避難指示等が対象とする避難行動

とする。

さらに、避難のための立ち退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、勧告又は指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

助言を求められた指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事は、避難指示の対象地域、判断時期等、所掌事務に関し、必要な助言を行う。

これら避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

市長は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難指示等を実施する。

知事は、市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う。

資料3-36 避難指示等が対象とする避難行動（資料編P140）

(2) 避難準備・高齢者等避難開始

知事又はその命を受けた職員若しくは水防管理者は、河川及びため池で警戒水位に達するなど洪水等により被害が発生するおそれがある場合は、対象となる地域の住民に対し、防災行政無線（同報系）等により避難の準備を指示する。

市長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」等に基づき、避難準備・高齢者等避難開始を発令・伝達する。

第2 避難の方法

1. 事前措置

市長等の勧告又は指示の実施者は、避難のための立ち退きの万全を図るため、対象となる地域の住民に対し、次の事項を事前に周知徹底させ、災害時の自主的な避難準備体制を指導する。

- (1) 避難に際しては、火気、危険物等の始末を完全に行うこと。
- (2) 会社、工場にあっては、浸水その他の被害による油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置を講ずること。
- (3) 避難者は、必要に応じ、防寒雨具、照明具を携行すること。
- (4) 避難者は、氏名票を携行すること（氏名、住所、本籍、年齢、血液型を記入したもので水に濡れてもよいもの）。

(5) 病院、高齢者及び乳幼児収容施設にあっては、平時において避難計画をたて、消防組合、警察署等と連絡を密接に行うこと。

(6) その他避難の指示が発せられたときは直ちに避難できるよう準備を整えておくこと。

2. 避難指示等の伝達及び広報

市長等は、避難指示等の実施に当たっては、対象となる地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線（同報系）、広報車、防災情報メール、緊急速報メール等により周知徹底を図る。周知に当たっては、避難行動要支援者に配慮したものとする。

(1) 避難指示等の伝達については、「資料3-18 気象予警報等の伝達系統図（資料編P122）」に定める警報伝達方法に準じて処理する。なお、新型コロナウイルス等の感染症まん延期は、避難情報の伝達と同時に、新型コロナウイルス等の感染症対策として、次の事項を周知する。

- ① 自宅での安全確保がきる場合は、在宅避難について検討すること
- ② 可能であれば、安全が確保できる親戚や知人宅等への避難を検討すること
- ③ 感染防止や健康状態の確認のため、マスク、消毒液、体温計及び衛生用品（タオル、歯ブラシ）等の避難生活において必要となるものを可能な限り持参すること
- ④ 避難時に発熱等の症状がある者は、避難所到着時に速やかに避難所職員等に申し出ること
- ⑤ 避難所への避難が必要な場合は躊躇なく避難し、市の指示に従うこと

(2) 広報

- ① 防災行政無線（同報系）を使用し周知
- ② 市の広報車及び消防団車両等により巡回し周知
- ③ 大阪府防災情報システムへの情報入力による周知
（おおさか防災ネット、防災情報メール、緊急速報メール（エリアメール）、公共情報コモンズへの自動配信が可能となる。）
- ④ 市ホームページへの掲載
- ⑤ ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）による情報発信
- ⑥ 地区自治会の長への連絡
- ⑦ J：COMチャンネル（地上デジタル11チャンネル）を通じての緊急情報の放送

3. 避難者の誘導等

(1) 市

避難誘導に当たっては、市は、指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域等、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努めるものとする。

市民の避難誘導に際し、府警察の協力を得るとともに、地区自治会、自主防災組織等と連携して、できるだけ集団避難を行う。府が示した指針に基づき、市が作成するマニュアルに則して、避難行動要支援者の確認と誘導に配慮する。

(2) 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者

等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

(3) 避難路の確保

市、府、府警察及び道路管理者は、市民の安全のために避難路の確保に努める。

(4) 避難者の心得

避難者の心得として、次のような事項を日頃から周知徹底を図る。

- ① 火の元の点検、消火をする。
- ② 大雨、台風時期には、災害に備えて家屋を補強し、浸水が予想される場合は、貴重品等を階上に移動させる。
- ③ 危険物の始末、電気のブレーカを切る。
- ④ 避難時に携帯する荷物は最小限にする。
- ⑤ 氏名票（氏名、住所、年齢、血液型を記入したもので、防水性のあるもの）を常に携行する。
- ⑥ 身近に危険が迫ったときは、避難指示を待たずに自主的に（できるだけ集団で）避難する。
- ⑦ 自主避難者は、災害及び災害状況から判断し、安全な避難路を選定する。
- ⑧ 自家用車による避難は行わない。

第3 避難場所の区分

1. 一時避難場所（地震時）

地震発生直後、広域にわたって人命に著しく大きな被害を及ぼすと予測される場合、一時的に市民の生命の安全を確保するための避難に適する場所とする。

2. 指定避難所（風水害、地震時）

家屋の損壊、滅失、浸水、流出により市民が避難を必要とする場合、市内の各学校その他の公共施設を市民の避難所として指定する。

一人当たりの所要面積は、最大の被害想定となる生駒断層帯地震では、概ね1.65㎡、その他の地震では概ね3.3㎡とする。

3. 広域避難場所（地震時）

広域避難場所については、周辺地域も含め、火災の延焼拡大によって生じる輻射熱や熱気流から市民の安全を確保できる面積の確保に努める。

4. 二次避難施設（福祉避難所）

避難所における生活が長期にわたると予測される場合は、高齢者、障害者等の要配慮者に配慮し、二次的な避難所として二次避難施設（福祉避難所）を使用する。

一人当たりの所要面積を概ね3.3㎡とする。

5. 指定緊急避難場所（大和川・石川氾濫時）

大和川・石川が氾濫し、又はそのおそれがある場合に、その危険から逃れるため、垂直避難等が可能な施設又は場所を指定する。

資料3-37 避難場所等一覧表（一時避難場所、指定避難所、広域避難場所、二次避難施

設（福祉避難所）、緊急避難場所含む）（資料編P141）

資料3-38 避難場所等の位置図（資料編P145）

第4 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人命又は身体を保護するために警戒区域を設定し、一般の立入の禁止及び退去を命ずることができるが、これは次のとおりである。

また、警戒区域の設定については、警察署、消防組合等関係機関と連絡調整を図っておくものとし、実際に警戒区域を設定した場合にロープを張るなど警戒区域の表示を行い、避難等に支障のないように処置するものとする。さらに、警察の協力を得て、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

資料3-39 警戒区域の設定（資料編P146）

第2節 指定避難所の開設・運営

第1 指定避難所の開設

- (1) 災害が発生し又は発生するおそれのある場合は、市長が避難所開設の要否を判断する。
- (2) 避難所の開設を決定した場合、施設の安全確認、資機材、物資等の確認、避難所利用室の範囲確認等を検討し、避難所を開設する。
- (3) 避難所を開設したときは、直ちに次の事項を知事及び警察署長及び消防長に報告する。
(閉鎖したときも、これに準じて行う。)
また、開設したことを、防災行政無線（同報系）、広報車、ホームページ等の可能な限り多様な手段で市民に伝達する。
- (4) 原則として、勤務時間内外等に応じ、最も早く対応できる者（施設管理者、建物管理班、避難所班）が施設の開錠及び開門を行う。
- (5) 避難所開設の期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、収容期間の延長の必要があるときは、期間を延長することがある。その場合、プライバシーの確保及び男女のニーズの違い等男女双方の視点について配慮する。
- (6) 避難所を開設する場合には、新型コロナウイルス等感染症の流行状況を踏まえ、発生した災害や被災者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館の活用等も検討する。

第2 避難受入れの対象者

- (1) 災害によって現に被害を受けた者
 - ① 住家が被害を受け居住の場所を失った者
 - ② 現に災害を受けた者（宿泊者、来訪者、通行人等を含む。）
- (2) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者
 - ① 避難指示の対象となる者
 - ② 避難指示は発せられていないが、緊急に避難する必要がある者
- (3) その他避難が必要と認められる場合

第3 指定避難所の管理・運営

市は、避難所運営マニュアルや避難所運営マニュアル（新型コロナウイルス感染症対応編）に基づき、避難者の自主的な運営を行うことを基本とし、地域全体の情報、物資の配給拠点となるように、指定避難所の円滑な管理、運営に努める。

- (1) 健康福祉対策部長は、指定避難所の運営を総括するとともに、市の職員の中から各指定避難所の責任者を指名する。
- (2) 避難所責任者は、学校長・警察官・赤十字奉仕団員・ボランティア等の協力を得て、避難

者の自主的運営を促進し、指定避難所を管理、運営する。

- (3) 避難所責任者は、速やかに指定避難所収容者名簿を作成する。
- (4) 避難所責任者は、避難中の傷病者を診療機関等に引き継ぐ等適切な処置を講ずる。
- (5) 避難所責任者は、指定避難所の防護、警備については警察官の協力を得て行い、赤十字奉仕団員のほか避難者等に適宜協力させることができる。
- (6) 避難所責任者は、指定避難所に配布される物品及び避難者に配分される食料物資の受払い及び配分を行う。
- (7) 避難所責任者は、災害対策本部に報告を必要とする事態が発生した場合は、防災行政無線等により報告する。

第4 指定避難所の管理・運営の留意点

- (1) 指定避難所ごとに受入れ避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握並びに府への報告
- (2) 混乱防止のための避難者心得の掲示
- (3) 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示
- (4) 生活環境を常に良好なものとするための食事供与及びトイレ設置の状況等の把握
- (5) 避難行動要支援者への配慮
- (6) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握並びに必要な措置の実施
- (7) 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮
- (8) 相談窓口の設置（女性相談員の配置）
- (9) 高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者への配慮
- (10) 発達障害児（者）への配慮
- (11) 指定避難所運営組織への女性の参加
- (12) 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮
- (13) 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配付等による指定避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズへの配慮
- (14) 避難者の住民票の有無等に関わらず適切に受け入れること
- (15) 家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮の徹底
- (16) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めること
- (17) 各指定避難所の運営者とともに、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換を行うこと
- (18) 新型コロナウイルス等感染症の流行時等、発生した災害やその地域の実情に応じ、避

難者に対して手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底することとし、避難所内については、十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保できるよう留意する。

第5 二次避難施設（福祉避難所）の開設

指定避難所の中で、特に避難行動要支援者については心身の状態によっては避難所での生活に順応することが難しく、体調を崩しやすいので、よりきめ細かな対応が必要である。そのため、避難行動要支援者のニーズを把握し、迅速に必要な対策を講じるとともに、避難者一人ひとりの人権が尊重されるよう、避難行動要支援者等の相談窓口を市役所内に設置する。

指定避難所における避難行動要支援者の必要スペースについては、避難行動要支援者の状況に配慮して介護ができるスペースや車いすの通れるスペース等の確保、また避難行動要支援者や避難支援等関係者等が静養できる空間の確保に努める。

障害の状態や心身の健康状態を考慮し、避難所の生活が困難と判断される場合には、本人の意思を踏まえ、二次避難施設（福祉避難所）を開設し、収容するとともに、市災害対策本部に要請して福祉施設等への緊急一時入所を図る。身体等の状況が専門施設への入所に至らない程度の人には、二次避難施設（福祉避難所）への避難を勧める。

第6 指定避難所の統廃合・撤収

- (1) 市長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認めるときは、指定避難所の統廃合・撤収を決定し、前もって周知し、避難者の自立を促す。
- (2) 指定避難所責任者は、市長の指示により避難者を帰宅させるほか、各指定避難所内の避難スペースの集約や地域ごとの避難所の統廃合等、必要な措置をとるものとする。
- (3) 市長は、避難者の個別の事情についての相談に対応しながら、自立を支援する。また、避難者の健全な居住環境の早期確保のため、応急仮設住宅の提供等の住宅確保対策を進め、指定避難所の早期解消に努める。

第7 学校・社会福祉施設等における避難対策

学校・保育施設・社会福祉施設・病院等、集団避難を必要とする施設にあつては、日頃から市、消防組合、警察署等関係機関と協議のうえ、下記事項について避難計画を定め、避難訓練を実施するとともに、災害時に安全な避難ができるよう、関係機関と連絡を密にする。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の時期（事前避難の実施等）
- (3) 避難の順位
- (4) 避難誘導責任者・補助者
- (5) 避難誘導の要領・措置
- (6) 避難者の確認方法
- (7) 家族等への引き渡し方法
- (8) 登下校時の安全確保（緊急通学路の指定）

第3編 自然災害応急対策
第4章 避難行動

(9) 通学路周辺の危険箇所の把握（ブロック塀等の危険性）

第3節 避難行動要支援者への支援

市及び府は、被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

第1 避難行動要支援者の被災状況の把握等

1. 避難行動要支援者の安否確認及び被災状況の把握

(1) 安否確認・避難誘導

市は、発災時等においては、本計画に基づく災害対策本部の設置とともに、安否確認情報処理班を設置する。避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者支援マニュアル等に基づき、避難支援関係者の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報の伝達や安否確認・避難誘導、避難所における支援等を実施する。

(2) 被災状況の把握

市及び府は、所管する社会福祉施設等の施設設備、入所者、職員及び福祉関係スタッフ等の被災状況の迅速な把握に努める。

2. 福祉ニーズの把握

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、指定避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

第2 被災した避難行動要支援者への支援活動

避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮するものとする。特に指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、情報の提供についても、十分配慮する。

1. 在宅福祉サービスの継続的提供

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重して対応する。

また、市及び府は、被災した児童やその家族の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心のケア対策に努める。

2. 避難行動要支援者の施設への緊急入所等

市及び府は、被災により、居宅、指定避難所等では生活できない避難行動要支援者について

第3編 自然災害応急対策

第4章 避難行動

ては、本人の意思を尊重したうえで、二次避難施設（福祉避難所）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受入れるよう努め、入所者が安心して生活を送れるよう、支援を行う。

第3 広域支援体制の確立

市は、避難行動要支援者に関する被災状況等の情報を府に連絡し、府は、必要に応じて、国や近隣府県、関係団体等からの広域的な人的・物的支援を得ながら、被災市町村等に介護職員等の福祉関係職員の派遣や避難行動要支援者の他の地域の社会福祉施設等への入所が迅速に行えるよう、広域調整を行うとともに、支援体制を確立する。

第4 浸水想定区域内の高齢者、障害者施設等

浸水想定区域内における高齢者、障害者、乳幼児その他特に防災上の配慮を必要とする者が利用する施設については、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるようファクシミリ、電話、メール等により洪水予報等を伝達する。

資料2-28 浸水想定区域内の要配慮者施設一覧表（資料編P78）

第4節 広域一時滞在

市は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、被災市域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、府内の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては府に対し当該他の都道府県との協議を求める。

避難者の生命、身体保護のため必要な対応（措置）を行うときは、警察署と緊密な連携を図り、市保有の車両等により移送を行うものとし、他の市町村に移送が必要となり、市で対応ができない場合は、知事に応援を要請するものとする。

また、府は、他の都道府県から被災市民の受入れの協議を受けた場合は、被災市民の受入れについて、関係市町村長と協議を行う。協議を受けた市町村長は、正当な理由がある場合を除き、被災市民を受入れることとし、一時滞在の用に供するため、受入れた被災市民に対し公共施設等を提供する。そのため、市は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災市民を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第5章 交通対策、緊急輸送活動

第1節 交通規制・緊急輸送活動

第1 交通規制

災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合において警察署及び道路管理者は相互に協力して交通に関する情報を迅速かつ的確に把握し、災害応急活動に必要な交通規制を実施する。

1. 交通規制の実施責任者

災害により、交通施設、道路等の危険な状況が予想され、又は発見したとき、若しくは通報により認知したときは、次の区分により、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限を行うが、道路管理者及び警察署は、密接な連携のもとに適切な処置をとる。

資料3-40 交通規制の実施責任者（資料編P147）

(1) 警察署による交通規制

① 交通管制

被災区域への車両の流入抑制及び緊急交通路を確保するための信号制御等の交通管制を行う。

② 緊急交通路における交通規制の実施

「重点14路線」及び高速自動車国道等に対する緊急交通路の指定を実施し、緊急通行車両等以外の車両に対する通行禁止の交通規制を実施する。

(2) 警察官、自衛官及び消防職員による措置命令（災害対策基本法第76条の3）

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両等の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両等の円滑な通行を確保するために必要な措置を命ずる。

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官及び消防職員は、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両及び消防用緊急車両通行のため、同様の措置を講じる。

(3) 道路管理者の通行規制及び災害時における車両の移動（道路法第46条、災害対策基本法第76条の6）

① 災害時において、道路施設の破損等により通行が危険と判断される場合、あるいは、被災道路の応急補修及び応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には、警察署と協議し、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限する。

② 車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急の場合を除き、規制の対象、期間等を表示した道路標識等を設置する。

- ③ 道路上の倒壊障害物の除去、移動、放置車両の移動を、民間建設業者等に協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。作業に当たっては、警察署、他の道路管理者と相互に協力する。

2. 相互連絡

警察署及び道路管理者は、被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制が必要な場合は、事前に道路の通行禁止又は制限の対象区間及び理由を相互に通知する。

3. 広 報

市、府、警察署及び道路管理者は、道路における車両の通行禁止等の交通規制の措置を講じた場合には、緊急の場合を除き、規制の対象、期間等を表示した標識等を掲出するほか報道機関を通じ、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者等緊急輸送活動にかかる関係機関等に対して、その状況を連絡するとともに、一般通行者（車）等に対し、その内容、迂回路について広報する。

4. 道路交通の確保対策

- (1) 道路管理者は、道路パトロールを強化し、危険箇所、災害箇所の早期発見に努め、その現況を把握し、現地で徒歩によるパトロールを強化する。
- (2) 道路管理者は、危険箇所が発生した場合は、直ちに警察署に連絡のうえ、交通の規制を行うとともに、これにかわる迂回路の指定等の措置をとり、道路交通の確保に努める。
- (3) 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。
- (4) 道路管理者は、道路の改築、修繕若しくは災害復旧に関する工事又は除雪その他の道路の維持の施行のために必要がある場合は、道路に長時間放置された車両について、現場に当該車両の運転をする者その他当該車両の管理について責任がある者がいないときに限り、当該車両が放置されている場所からの距離が五十メートルを超えない道路上の場所に当該車両を移動することができる。
- (5) 災害箇所については、道路管理者が早急に仮復旧等の応急措置を行う。
- (6) 資機材の調達
市の指名登録業者等から必要に応じ緊急に調達する。
- (7) 迂回路の選定
道路交通の規制を各実施責任者が行った場合は、関係機関と連絡協議のうえ迂回路の設定を行い、交通の混乱を未然に防止する。

第2 緊急輸送活動

災害時における被災者及び災害応急対策の実施に必要な人員、資機材等を迅速かつ確実に輸送するため、関係機関の保有する車両、航空機等を動員するとともに、運送関係業者の保有する車両等を調達するなど、緊急輸送体制を確保する。

1. 緊急輸送の対象等

- (1) 緊急輸送の対象は、次のとおりとする。
- ① 被災者
 - ② 医療、救助、通信等の応急措置に必要な要員、資機材等
 - ③ 飲料水、食料、生活必需品等
 - ④ 救援物資等
 - ⑤ 応急復旧に係る要員、資機材等
- (2) 輸送順位
- ① 市民の生命の安全を確保するために必要な輸送
 - ② 災害の拡大防止のために必要な輸送
 - ③ ①、②以外の災害応急対策のために必要な輸送

2. 緊急輸送手段の確保

輸送に当たっては、車両、鉄道、航空機等の手段が考えられる。

(1) 車両の確保

現在、市で保有する車両等は、以下のとおりである。

なお、市で保有する車両のみでは車両が不足する場合は、市内の運送業者等に協力を要請する。

資料2-16 車両の現有（資料編P63）

(2) 車両の借上げ

市で保有する車両のみでは車両が不足する場合は、市内の運送業者等に協力を依頼し、調達するものとするが、これをもってしてもなお必要な輸送力を確保できない場合は、次の事項を明示して府に調達あっせんを要請する。

- ① 輸送区間及び借上げ期間
- ② 輸送人員又は輸送量
- ③ 車両等の種類及び台数
- ④ 集結場所及び日時
- ⑤ その他必要な事項

(3) 鉄道による輸送

自動車による輸送が困難な場合には、鉄道会社に依頼して輸送を確保する。

(4) 航空機による輸送

地上の輸送が不可能な場合又は孤立地区への輸送が必要な場合は、ヘリコプター等の航空機の使用について、府に調達あっせんを要請する。

(5) 緊急交通路の確保

緊急交通路（府が選定する「広域緊急交通路」及び市が選定する「地域緊急交通路」）の道路管理者は、緊急交通路の点検及び道路啓開を行う。

- ① 点検

使用可能な緊急交通路を把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用による現地調査の実施、道路管理用カメラ等の活用及び官民の自動車プローブ情報の活用等により早急に、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を府及び警察署に連絡する。

② 道路啓開

道路上の倒壊障害物の除去、移動や、放置車の移動を、民間建設業者等の協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。作業に当たっては、交通管理者、他の道路管理者と相互に協力する。なお、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行う。

3. 緊急通行車両等の確認

府公安委員会が災害対策基本法第76条第1項による通行の禁止又は制限を行った場合、知事又は公安委員会に対して、緊急通行車両等であることの確認を受け、緊急輸送を実施する。

府公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

(1) 緊急通行車両等の範囲

大規模災害等が発生した場合、災害対策基本法に基づく交通規制区間を通行できる車両には以下の2種類がある。

① 緊急通行車両

緊急自動車その他指定行政機関等による災害応急対策に使用される計画のある車両

② 規制除外車両

民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両

(2) 申請手続

緊急通行車両であることの確認を受けるときは、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に申請書を提出する。緊急通行車両等に該当し、所定の要件を満たす車両については、事前に届出をすることができる。

(3) 緊急通行車両等の標章及び証明書の交付

緊急通行車両等の確認を受けた場合は、知事又は公安委員会から証明書及び標章が交付されるので、標章は車両の前面の見やすい箇所に掲示し、証明書を当該車両に備え付けて輸送を実施する。

(4) 緊急物資の集積場所

災害時における緊急物資については、輸送の効率を上げるため、一時的に次の場所に集積する。

資料3-41 緊急物資集積場所（藤井寺市、大阪府）（資料編P148）

（5）非常用燃料の確保

緊急輸送に使用する車両の燃料は、あらかじめ依頼した業者から調達する。

様式-4 緊急通行車両事前届出書及び事前届出済証（資料編P208）

様式-5 緊急通行車両確認申請書、確認証明書（資料編P210）

様式-6 緊急通行車両標章（資料編P212）

様式-7 緊急通行車両以外の車両通行禁止標示（資料編P213）

4. 輸送基地の確保

（1）陸上輸送基地

- ① 陸上輸送基地に選定された施設の管理者は、施設及びその周辺の被害状況や施設の利用可能状況を把握し、府に報告する。
- ② 施設管理者は、輸送活動の支障となる障害物の除去に努める。
- ③ 府は、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、利用する陸上輸送基地を指定し、施設の管理者、警察署、自衛隊、並びに日本通運株式会社、一般社団法人大阪府トラック協会及び赤帽大阪府軽自動車運送協同組合運送業者に連絡する。運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、府から災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送の要請があった場合は、資機材の故障等により当該輸送を行うことができない場合、安全でない状況にある場合等、要請に応ずることが極めて困難な客観的事実がある場合を除き、当該物資の輸送を行う。

（2）航空輸送基地

- ① 府は、大阪市消防局、警察署、第五管区海上保安本部、大阪航空局、新関西国際空港株式会社、自衛隊の協力を得て、空港及び航空機の利用可能状況を把握する。
- ② 市は、災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等の利用可能状況を把握し、府に報告する。
- ③ 市及び府は、大阪市消防局、警察署、自衛隊と協議し、開設するヘリポートを指定する。

5. 緊急輸送路の確保

（1）緊急輸送予定路線

災害時における緊急輸送活動を迅速かつ効果的に実施するための緊急輸送予定路線の設定を図る。

（2）啓開作業

道路施設の被害が甚大で、緊急輸送路が途絶した場合、道路管理者は、関係機関等の協力を得て、この輸送路における障害物の除去及び道路施設の応急補修等の啓開作業を優先的に行う。

6. 高速道路等が緊急交通路等に指定された場合の措置

災害対策基本法又はその他の関係法令の規定に基づき、高速道路が関係機関から緊急交通路に指定されたときは、西日本高速道路株式会社はこれに対処すべき必要な措置を行い、道路交通の確保に協力する。この場合において、料金を徴収しない車両の取扱い等、料金收受業務に関し、適切な措置を講ずる。

7. 重要物流道路等における道路啓開等の支援

国は、迅速な救急救命活動や救急支援物資等を支えるため、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。

第2節 交通の維持復旧

第1 交通の安全確保

道路及び鉄道の管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講ずるものとする。

1. 被害状況の報告

各施設管理者は、速やかに施設の被害状況を調査し、被害が生じた場合は、その状況を市及び府に報告する。

2. 各施設管理者における対応

(1) 道路施設

- ① 道路管理者は、道路パトロールを強化し、危険箇所の早期発見に努め、その状況を把握し、現地で徒歩によるパトロールを強化する。被害が生じた場合には、その状況を市又は府に報告する。
- ② あらかじめ定めた基準により、通行の禁止又は制限若しくは速度規制を実施する。
- ③ 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、消防組合、警察署に通報し、出動の要請を行う。
- ④ 交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講ずる。

(2) 鉄道（近畿日本鉄道株式会社）

- ① あらかじめ定めた基準により、列車の緊急停止、運転の見合わせ若しくは速度制限を行う。
- ② 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、消防組合、警察署に通報し、出動の要請を行う。
- ③ 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

第2 障害物除去計画

市及び関係機関は、被災者が当面の日常生活を営むことができるよう、建物等に侵入した土砂、竹木等の障害物を除去するとともに、応急活動を実施するための人員、資機材の輸送が円滑に行えるよう道路、河川等における障害物を除去する。

1. 障害物の除去

(1) 実施責任者

道路及び鉄道の管理者は、管理する施設について、交通の支障となる障害物を除去し、除去した障害物については、責任をもって処理する。

(2) 障害物の除去の優先順位

- ① 市民の生命の安全を確保するための重要な施設（避難路）
- ② 災害の拡大防止上重要な施設（延焼阻止のために消防隊が防御線を張る道路）

③ 緊急輸送を行う上で重要な施設（緊急交通路等）

④ その他災害応急対策活動上重要な施設

(3) 資機材の確保

市は、市の管理する道路について、障害物の除去に必要な車両、機械、器具等の資機材が不足したときは、市内の建設業者等の協力を得るほか、他の市町村や府に応援を要請する。また、被害状況によって、施設管理者に資機材の提供等の応援を行う。

(4) 障害物の集積場所

災害で発生した障害物のうち、廃棄すべき物については、除去の実施者の管理する遊休地のほかに、その他の公有地についても協力を得て、一時的に集積する。

なお、市の集積場所だけでは処理しきれない場合は、府及び近隣市町村に協力を求めるものとする。

2. 各施設管理者における復旧

(1) 道路施設

① 市の管理する道路

a 被災状況、緊急性、復旧の難易度等を考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋梁等復旧に時間を要する道路は、代替道路の確保に努める。

b 被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。

c 通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

② その他の交通施設

国道及び府道等の交通施設の復旧については、各管理者の計画によるが、市では被害状況によって、連絡、応援を行う。

(2) 鉄道施設（近畿日本鉄道株式会社）

① 線路、保管施設、通信施設等列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被災状況、緊急性、復旧の難易度等を考慮し、段階的な応急復旧を行う。

② 被害状況によっては、他の鉄道管理者からの応援を受ける。

③ 運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

第6章 二次災害防止・ライフライン確保

第1節 公共施設応急対策

関係機関は、地震活動又は大雨による浸水及び建築物の倒壊等に備え、二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて市民への啓発に努める。

第1 公共土木施設等

市、府及び施設管理者は、被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行う。特に、人命に関わる重要施設に対しては、早急に復旧できるよう体制等を強化する。また、著しい被害が生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関や市民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

1. 河川施設、ため池等農業用施設

- (1) 堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、ため池等管理者、水防団長又は消防機関の長は、直ちにその旨を現地指導班長、警察署長及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告する。現地指導班長は、水防本部長その他必要な機関に連絡する。
- (2) 知事又はその命を受けた職員若しくは水防管理者は、避難のための立退を指示する。
- (3) 水防管理者、ため池等管理者、水防団長又は消防機関の長は、決壊箇所について、被害拡大防止の応急措置をとる。

2. 橋梁等道路施設

- (1) 道路管理者は二次災害防止のため、緊急点検調査を実施し通行に危険があると判断される場合は通行規制を行い、警察等関係機関に連絡する。
- (2) 復旧工法等を検討し、建設業関係団体等の協力を得て復旧作業を行う。

3. その他公共土木施設

- (1) 市及び施設管理者は、災害が発生した場合は、被害状況の把握に努めるとともに、その旨を直ちに府に報告する。
- (2) 市、府及び施設管理者は、関係機関及び市民に連絡して、被害拡大防止の応急措置をとる。
- (3) 市、府及び施設管理者は、被害が拡大するおそれがある場合は、必要に応じ、適切な避難対策又は被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

第2 建築物等

1. 公共建築物等

公共建築物の管理者等は、被害状況の早期把握、被害建物・敷地に対する点検を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のあ

る建物・敷地への立入禁止措置や適切な避難対策を実施する。

2. 民間建築物等

市は、被害状況を府に報告するとともに、危険度判定を実施する。実施に当たっては、必要に応じ、府に、建物については被災建築物応急危険度判定士を、宅地については被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。府は、派遣要請に基づき、事前に登録された被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士に対して出動を要請するとともに、必要に応じて、他府県に派遣を要請する。

市は、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により、建築物及び宅地の所有者等に危険度を周知し、二次災害防止に努める。

3. 応急危険度判定の迅速化

市は、府の協力を得て、最初の地震で脆弱になった建築物等が次の地震で倒壊することにより発生する人的被害を防止するため、建築物等の危険度判定を早急に実施するとともに、危険な建築物等への立入禁止等の措置を講じる。

第3 危険物等

1. 対象

危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒物劇物施設

2. 施設の点検、応急措置

危険物施設の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。消防組合及び府は、必要に応じて立入検査を行うなど、適切な措置を講ずる。

3. 避難及び立入制限

危険物施設の管理者は、爆発等によって大きな被害が発生するおそれのある場合は、速やかに防災関係機関や市民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じて被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

第4 放射性物質

1. 施設の点検、応急措置

放射性物質（放射性同位体）を利用・保管する施設の管理者は、放射性物質の漏洩を防止するため、施設の点検応急措置、環境監視等を実施する。

2. 避難及び立入制限

放射性物質（放射性同位体）を利用・保管する施設の管理者は、施設の倒壊等によって放射性物質による被害が発生するおそれのある場合には、速やかに防災関係機関や市民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

第2節 ライフラインの確保

第1 上水道

大阪広域水道企業団は、飲料水の確保・応急復旧及び情報連絡に必要な人材、資機材等を確保する。

なお、十分な対応が出来ない場合は、公益社団法人日本水道協会、府、近隣市町村、水道関係業者等に応援を要請する。

1. 応急措置

- (1) 上水道施設において二次災害が発生するおそれがある場合、又は被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行う。
- (2) 必要に応じて消防機関、警察署、付近住民に通報する。

2. 応急給水

- (1) 府及び大阪広域水道企業団は、大阪府域に震度5弱以上を観測した場合、その他の災害により必要な場合、応急給水・復旧活動等に必要な情報の収集、総合調整、指示、支援を行う。
- (2) 給水車、トラック等により、応急給水を行う。
- (3) 被害状況に応じて、医療機関、社会福祉施設等の給水重要施設へ優先的な応急給水を行う。

3. 広報

- (1) 被害状況、給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。
- (2) 生活水の節水に努めるよう広報する。

第2 下水道

市は、府及び関係業者等に応援要請を行い、応急復旧に際しての人材・資機材調達の協力を得る。

1. 応急措置

- (1) 停電等によりマンホールポンプの機能が停止した場合は、排水不能が起こらないよう、発電機によるポンプ運転を行うなど必要な措置を講ずる。
- (2) 下水管渠の被害には、汚水の疎通に支障のないよう応急措置を講ずる。
- (3) 災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘察して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置、その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。
- (4) 必要に応じて消防機関、警察署、付近住民に通報する。

2. 応急対策

被害状況に応じて、必要度の高いものから応急対策を行う。

3. 広報

被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

第3 電力

関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社は、災害によって機能が停止又は低下した電力供給施設の早期復旧のため、非常災害対策支部等の対策組織を設置し、被害復旧等応急対策を実施する。

1. 応急措置

感電事故、漏電事故等二次災害が発生するおそれがある場合は、送電中止等の危険予防対策を講ずるとともに、市、府、消防機関、府警察及び付近住民に通報する。

2. 応急供給及び復旧

- (1) 電力設備被害状況、一般被害情報等を集約するための体制、システムを整備し、総合的に被害状況の把握に努める。
- (2) 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。
- (3) 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。
- (4) 単独復旧が困難な場合は、協定に基づき応援を要請する。
- (5) 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- (6) 再供給に際しては、十分な点検を行い、二次災害の防止に努める。

3. 広報

- (1) 二次災害を防止するため、断線垂下している電線には触れないこと、屋外避難時はブレーカを必ず切ること等電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。
- (2) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しについて関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等さまざまな手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

第4 ガス

1. 応急措置

地震により、ガスの漏洩による二次災害が発生するおそれがある場合は、ブロック毎の供給停止等の危険予防措置を講ずるとともに、府及び防災関係機関への通報並びに付近住民への広報を行う。

水害、浸水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合わせ等を行うとともに、防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行い、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。

2. 応急復旧

- (1) 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから応急供給を行う。

- (2) 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。
- (3) 被害箇所の修繕を行い、安全を確認したうえで、ガスの供給を開始する。
- (4) 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。

3. 広報

- (1) 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。
- (2) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等さまざまな手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

第5 電気通信

1. 通信の非常疎通措置

災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- (1) 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。
- (2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。
- (3) 非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。
- (4) 災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講ずる（西日本電信電話株式会社）。
また、インターネットによる災害用伝言板サービスを提供する。

2. 被災地域特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難場所・指定避難所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

3. 設備の応急対策

- (1) 被災した電気通信設備等の応急対策は、サービス回線を第一義として速やかに実施する。
- (2) 必要と認めるときには、応急対策に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。
- (3) 応急復旧に当たっては、行政機関、他の事業所と連携し、早期復旧に努める。

4. 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急対策においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

第3節 農業関係応急対策

市及び府は、農業に関する被害の状況を早期に調査し、応急復旧を図る。

第1 農業施設応急対策

被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を講ずる。

第2 農作物応急対策

1. 技術の指導

市、府及び農業協同組合は、農地、施設及び農作物に被害が生じたときは、施肥、排水、泥土の除去、倒伏果樹の引き起こし等応急措置の技術指導を行う。

2. 種子の確保、あっせん

府は、大阪府種子協会を通じ、水稻、小麦、大豆の種子の確保に努め、必要に応じ、近畿農政局に対し、災害応急種子もみが確保できるよう必要な指導及び助言を依頼する。

また、一般社団法人日本種苗協会が保管する園芸種子のあっせんに努める。

3. 病害虫の防除

府は、市その他関係機関と協力して、病害虫発生予察事業を活用した、被災農作物の各種病害虫防除指導を行う。

第7章 被災者の生活支援

第1節 支援体制

大規模災害が発生した場合、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市及び府は、長期間の対応が可能な支援体制の整備を図り、被災者の精神的な安心と、一刻も早い日常生活の回復につなげる。

府は、支援体制の整備に当たり、ボランティア団体や民間事業者との連携、物資やボランティアのミスマッチ解消に向けたコーディネート等を進めながら、発災当初から72時間までとそれ以降の支援について検討を行い、「大阪府災害等応急対策実施要領」において定める。

市は、府の支援を受けながら、支援体制の整備に努める。

第2節 市民等からの問い合わせ

市及び府は、必要に応じ、市民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図り、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。

また、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。その際、市及び府は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、府警本部等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、高齢者虐待、障害者虐待、児童虐待、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第3節 災害救助法の適用

市内に一定規模以上の災害が発生し被災者が応急的な救助を必要としている場合、府知事は、災害救助法を適用し、人命の保護及び食料その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病に悩む被災者に対して応急的、一時的な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

第1 実施責任者

災害救助法の適用に基づく応急救助活動は、知事が実施する。

ただし、知事の職権の一部を委任された場合、市長は、委任された救助事項について実施責任者となって応急救助活動を実施する。

1. あらかじめ委任を受けている事項

- (1) 受入れ施設（応急仮設住宅を除く）の供与
- (2) 炊き出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 学用品の給与
- (7) 埋葬
- (8) 死体の搜索及び処理
- (9) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしている物の除去、また災害の態様に応じて、その都度市長に委任することがある事項

2. 知事が実施する事項

- (1) 応急仮設住宅の供与
- (2) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (3) 被災住宅の応急修理

第2 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、当該市町村の区域及び当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の人口規模と住家に被害を受けた世帯の数及びその程度に応じて定められているが、本市においては以下の基準で適用を受ける。

- (1) 市内の住家滅失世帯が80世帯以上に達するとき。
- (2) 府内の住家滅失世帯数が2,500世帯以上であって、市内の住家滅失世帯数が40世帯以上に達するとき。
- (3) 府内の住家滅失世帯数が12,000世帯以上である場合であって、市内の住家滅失世帯数が多数であるとき。

- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (5) 多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合。

資料3-4-2 災害の認定基準（資料編 P150）

資料3-4-3 災害救助法による救助の程度、方法及び期間（資料編 P152）

第3 住家滅失世帯数の算定基準

- (1) 全壊（焼）流失世帯は1世帯とする。
- (2) 半壊又は半焼するなど著しく損傷した世帯は、2世帯を持って1世帯とする。
- (3) 床上浸水、土砂のたい積等で一時的に居住不能な世帯は3世帯を持って1世帯とする。

第4 適用手続き

- (1) 市長は、本市における災害の程度が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその状況を知事に報告し、法の適用について協議するとともに、現に被害者が救助を要する状態にあるときは、法の適用を要請する。
- (2) 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告するとともに、その後の措置について知事の指揮を受けなければならない。

第5 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、「資料3-4-3 災害救助法による救助の程度、方法及び期間」に示すとおりであるが、救助の期間については災害の規模、被害の程度等災害の状況により応急救助に必要な範囲内において内閣総理大臣の同意を得て延長することがある。

資料3-4-3 災害救助法による救助の程度、方法及び期間（資料編 P152）

第4節 緊急物資の供給

市及び府は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関と相互に協力するよう努める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。また、自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者等全ての被災者に対して物資等が供給されるよう努める。

市及び府は、供給すべき物資が不足し、調達する必要があるときは、物資関係省庁〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁〕又は非常本部等に対し、物資の調達を要請する。

第1 応急給水

市、府及び大阪広域水道企業団は、相互に協力して、被災状況に応じた速やかな給水に努める。

1. 大阪広域水道企業団の役割

大阪広域水道企業団は、給水活動を円滑に実施するため、次の措置を講ずる。

- (1) あんしん給水栓、浄水場、配水場及びその周辺での拠点給水の実施
- (2) 浄・配水場からの給水、給水車・トラック等による運搬給水の実施
- (3) 仮設給水栓の設置、応急仮配管の敷設による応急給水の実施
- (4) 給水用資機材の調達
- (5) 飲料水の水質検査及び消毒

2. 府の役割

府は、市の給水活動が円滑に実施されるよう、次の措置を講ずる。

- (1) 大阪広域水道企業団の給水拠点の活用に関する調整
- (2) 給水用資機材調達に関する総合調整
- (3) 給水活動に関する情報の提供
- (4) 給水活動に関する応援の調整
- (5) 飲料水の水質検査
- (6) ボトル水・缶詰水の配布（災害時用備蓄水の配布）

3. 市の役割

市は、給水活動が円滑に実施されるよう、次の措置を講ずる。

- (1) 市民への給水活動に関する必要な情報の提供
- (2) ボトル水・缶詰水の配布（災害時用備蓄水の配布）

4. 浄水場等の現状

浄水場等の水量の現状確認を行う。

5. 給水対象等

災害救助法に定められた基準に準ずる。

6. 応援要請

激甚災害等により、大阪広域水道企業団のみでは飲料水の確保、給水活動が困難なときは、公益社団法人日本水道協会、府、近隣市町村に応援を要請する。

第2 食料等供給計画

1. 市の役割

市は、発災時においては、必要な物資を確保供給するため次の措置を講ずる。不足する場合は、府等に応援を要請する。他の市町村、近畿農政局、日本赤十字社大阪府支部に応援要請した場合は、府に報告する。

- (1) 指定避難所ごとの必要量算定
- (2) 災害用備蓄物資の供給
- (3) 協定締結している物資の調達

2. 府の役割

府は、市から応援要請があった場合又は必要と認めた場合は、物資が円滑に供給されるよう、次の措置を講ずる。

- (1) 被災市町村ごとの必要量、調達可能な物資量の情報収集
- (2) 災害用備蓄物資の供給
- (3) 協定締結している物資の調達
- (4) 市町村間の応援措置について指示
- (5) 近畿農政局（大阪府拠点）、日本赤十字社大阪府支部等に対し、それぞれ、食料、毛布・日用品の供給を要請
- (6) 不足する場合は、関西広域連合に基づく要請
- (7) 応援物資等を、輸送基地で受付し、地域防災拠点等市町村の集積地まで輸送

3. その他防災関係機関の役割

下記の防災関係機関は、市及び府からの要請があった場合は次の措置を講ずる。

- (1) 農林水産省
応急用食料品の供給要請及び調整並びに米穀の供給
- (2) 近畿農政局（大阪府拠点）
応急用食料品（精米等）並びに政府米の供給について連絡
- (3) 日本赤十字社大阪府支部
毛布、日用品の備蓄物資の供給
- (4) 近畿経済産業局
生活必需品等の供給に関する情報の収集及び伝達
- (5) 関西広域連合
救援物資の調達に関して、国、全国知事会等との連絡・調整及び必要な物資の確保

4. 要配慮者への配慮

食料の供給は、高齢者、傷病者、障害者等には必要に応じておかゆ等食べやすい食料の供給を行う。乳幼児には、粉ミルク及び液体ミルクの供給を行う。

第3 衣料・生活必需品・その他物資供給計画

災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品等の生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し、急場をしのぐ程度の被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品の給与又は貸与に関し、次のとおり定める。

1. 実施機関

市長は、被災者への生活必需品等の調達、供給を行う。ただし、災害救助法が適用された場合には、生活必需品の調達及び市への搬送は知事が行い、支給は市長が行う。

2. 給与又は貸与の対象者及び品目等の基準

(1) 対象者

- ① 災害により、住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水の被害を受けた者
- ② 被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- ③ 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 供給品目等の基準

- ① 被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行う。
 - a 被服、寝具及び身のまわり品
 - b 日用品
 - c 炊事用具及び食器
 - d 光熱材料
- ② 供給品目、供給のための支出できる経費の限度、期間等は、「災害救助法による救助の程度、方法及びその費用の範囲」のとおりとする。

3. 調達方法

- (1) 市は避難所等ごとの必要量を算定し、備蓄品を供給する。それで賄えない場合は、市内業者の応援を要請する。
- (2) 市のみで必要量が確保できない場合は、府に対し物資の調達あっせんを依頼する。また、近隣市町村にも応援を要請する。
- (3) 大規模な災害により、災害救助法の適用を受けたときは、府知事に対し、大阪府備蓄物資の応急供給申請により調達を行う。
- (4) 府等防災関係機関に応援を要請した場合は、府に報告するものとする。

4. 供給の方法

(1) 物資の供給

物資の供給は、被災世帯数、人員、家族構成等を確実に把握し、被災者間に公平に配

分する。

(2) 市民等の協力

配分に当たっては、地区自治会、自主防災組織等の協力を得て行う。

(3) 物資の受け払いの管理

物資の供給に当たっては、指定避難所ごとに物資の受け払い責任者を設けるとともに、「避難所用物資受払簿」を備え、指定避難所ごとに受け払いを記録し、常に手持ち数量を把握しておくものとする。

5. 救援物資の受入れ

災害時には、大量の救援物資の搬入があった場合、適切な受入れを行うとともに、指定避難所等へ迅速な配送を行うものとする。

(1) 受入れ拠点

災害による救援物資等が市に送られてきたときは、本庁、市民総合会館において、その品目別に分類、整理し配分する。

(2) 救援物資の管理

受入れた救援物資は、数量等を把握し、種類ごとに区分し、出荷しやすい状態で維持管理するものとする。

6. 要配慮者への配慮

衣料・生活必需品・その他物資の供給の実施については、できる限り要配慮者個人のニーズに対応するものとする。

第5節 住宅の応急確保

市及び府は、被災者の住宅を確保するため、速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の提供等必要な措置を講ずるものとする。応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、高齢者、障害者を優先する。

第1 被災住宅の応急修理

市は、府から委任された場合、災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営めない者の住宅の居室、炊事場及びトイレ等、必要最小限度の部分について応急修理を行う。

第2 住居障害物の除去

市は、府から委任された場合、浸水等により、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で、自らの資力をもってしては除去できない者に対して障害物の除去を行う。

府は、市から障害物の除去について、要員の派遣及び機械器具の調達・あっせん等の要請があったときは、必要な措置を講ずる。

第3 応急仮設住宅の建設

市は、府から委任された場合、災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊全焼又は流失し、住宅を確保することができない者に対し、府と建設場所、建設戸数等について十分に調整したうえ、建設型仮設住宅（建設して供与するものをいう。以下同じ。）を供与する。

- (1) 建設型仮設住宅の管理は、府と協力して行う。
- (2) 府と協力し、集会施設等生活環境の整備を促進する。
- (3) 入居者に建設型仮設住宅を供給する期間は、完成の日から、原則として2年以内とする。
- (4) 高齢者、障害者に配慮し、スロープ、手すり等を設けた建設型仮設住宅の建設に努める。
- (5) 応急仮設住宅の建設予定地

応急仮設住宅の建設予定地は、基本的に市が所有する学校等のグラウンドをあてる。

第4 応急仮設住宅の借上げ

民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、建設型仮設住宅の供与のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅（以下「借上型仮設住宅」という。）を積極的に活用する。

第5 応急仮設住宅の運営管理

市及び府は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、府と市が連携して、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

資料3-44 応急仮設住宅建設予定地一覧表（資料編P157）

第6 公共住宅等への一時入居

市及び府は、建設型仮設住宅及び借上型仮設住宅の活用状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、府営住宅、都市再生機構住宅等の空き家への一時入居の措置を講ずる。

第7 住宅に関する相談窓口の設置等

- (1) 府は、住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。また、専門家団体に働きかけ、被災者の住まいの再建のための相談にきめ細かく、迅速に対応できる体制を組織化する。
- (2) 市及び府は、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、被災の前後における家賃の状況の継続的把握、貸主団体及び不動産関係団体への協力要請等適切な措置を講ずる。

第6節 応急教育

市及び府は、災害が発生し、又はそのおそれがある場合、児童生徒の保護及び教育施設の保全の措置を講ずるとともに、災害による教育施設の被害及び児童生徒の被災により通常の教育ができない場合、教育施設の応急復旧及び児童生徒に対する応急教育等を、次のとおり実施するものとする。

第1 実施責任者

- (1) 市立小中学校等の応急教育及び教育施設の応急復旧対策は教育委員会が行う。
- (2) 各学校等の災害に対する措置については、学校長は教育委員会と協議し具体的な応急対策を立てる。
- (3) 学用品の給与については、災害救助法が適用された場合、知事の委任を受け、市長が実施する。
- (4) 私立学校等については、府が公立学校に準じた措置をとるよう指導、助言する。

第2 児童生徒等の保護

1. 児童生徒等の保護

災害時における応急教育は次のとおり実施するが、教育長又は学校長の判断により、危険が予想される場合は臨時休業等を行うなど臨機の措置をとる。

- (1) 登校後にあつては、早急に児童生徒を帰宅させることとし、その際には危険防止等についての注意事項を徹底させるとともに、必要に応じ教職員が付き添うものとする。ただし、保護者が不在の者又は居住地域に危険のおそれのある者は学校において保護する。
なお、保育所等については、保護者等に連絡し引き継ぐ。
- (2) 登校前に休業措置をとるときは、直ちにその旨を保護者及び児童生徒等に連絡する。
- (3) 学校長は、校舎等に危険が及ぶことが予想される場合、適切な緊急避難の指示を行うとともに、教職員を誘導に当たらせる。
- (4) 学校長は、災害の規模、児童生徒等、教職員及び施設整備の被害状況を速やかに把握するとともに、教育委員会への連絡及び校舎の管理に必要な職員の確保を行い、万全の体制を確立する。

2. 教育施設の保全・応急復旧

- (1) 教育施設及び備品等の被害を最小限にするため、施設の長は施設の防災措置を講じ、停電、断水等予測される事故に対する措置を行う。
- (2) 災害により、被害を受けた場合は、災害後速やかに施設、設備の応急復旧及び代替校舎の確保に努め、授業に支障をきたさないよう措置を講じなければならない。この場合、写真撮影等で被災の事実及びその状況を立証する措置を行う。
- (3) 教職員の確保

災害の規模によっては、応急教育体制を速やかに確立する必要があり、学校長と教育委員会が協議のうえ、十分な調整を図る。なお、調整がつかない場合は、府の指導と助言を求めるものとする。

第3 応急教育の実施

(1) 応急教育実施の場所

- ① 市は指定避難所等に利用され、校舎の全部又は大部分が使用できない場合は、他の公共施設等への転用も含め関係機関と調整し、早急に授業を実施できるよう努める。
- ② 校舎の一部が使用できないときは、残存施設を活用し、必要に応じて二部授業やオンライン授業を実施する。

(2) 学校は、教職員及び児童生徒の被災状況や所在地を確認するとともに、教育施設の状況を踏まえ、府若しくは市と協議し、応急教育実施のための措置を講ずる。

- ① 校舎が指定避難所として利用されている場合の市との協議
- ② 校区外に避難した児童生徒への授業実施状況・予定等の連絡

(3) 児童生徒の健康管理

市、府及び学校は、保健所、子ども家庭センター等の専門機関との連携を図りながら、臨時健康診断、スクールカウンセラー、教職員によるカウンセリング、電話相談等を実施し、被災地域の児童生徒の身体と心の健康管理を図る。

(4) 市及び府は、児童生徒の転校手続き等の弾力的運用を図る。

(5) 市及び府は、被災により就学が困難となり、また学資の支弁が困難となった児童生徒に対し、就学援助費の支給等必要な援助を行う。府は、私立学校の行う就学援助に対して支援するように努める。

第4 学校給食の応急措置

学校、市及び府は、学校給食の実施に支障がある場合は、速やかに学校給食物資の確保、給食施設等の復旧等の措置を講ずる。

第5 保育所等の措置

保育所等の施設についても、各保育所等において上記の計画に準じて保育幼児の保護及び保育に十分に配慮するものとする。

第7節 自発的支援の受入れ

市内外から寄せられる支援申し入れに対して、関係機関は連携を密にし、適切に対処するよう努める。

資料3-45 災害時ボランティアの受入れ（ボランティアセンター一覧含む）
（資料編P158）

第1 ボランティアの受入れ

市、府、日本赤十字社大阪府支部、府社会福祉協議会、市社会福祉協議会、NPO・ボランティア団体及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携するとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア団体等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみ等の収集運搬を行うように努める。

これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するように努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。

1. 市の活動

（1）受入れ窓口の開設

ボランティアの受入れや活動方針の決定、人員の派遣等については、市社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンターで行う。市は、ボランティア調整機関と連携を図るとともに、その活動に対し情報提供、調整支援を行う窓口を開設する。

（2）活動拠点への提供

市は、ボランティア活動に必要な場所、ボランティア関係団体への情報及び資機材の提供に努める。

2. 府の活動

（1）活動環境の整備

災害の状況、市から収集した市民のニーズ等の情報を日本赤十字社大阪府支部、府社会福祉協議会、その他の広域的なボランティア活動推進機関に提供する。また、府社会福祉協議会等のボランティア活動推進機関と連携し、ボランティアが円滑に活動できるよう環境整備を図る。

（2）ボランティア保険への加入促進

府社会福祉協議会を通じてボランティアの保険加入を促進する。

（3）避難行動要支援者への支援

府社会福祉協議会、市社会福祉協議会その他ボランティア関連団体へ災害ボランティ

アの派遣を要請する。

(4) 在住外国人への支援

大阪府国際交流財団へ、通訳ボランティアの派遣の協力依頼をする。

3. 日本赤十字社大阪府支部の活動

(1) 情報の提供

ボランティア支援の申し入れに対して、被災地の状況、ボランティアの活動内容、受入れ窓口等情報の提供に努める。

(2) 赤十字奉仕団への要請

必要に応じ、赤十字奉仕団に対して支援を要請する。

第2 義援金品の受付・配分

市及び府等に寄託された被災者あての義援金品の受付、配分は次により行う。

1. 義援金

(1) 受付

- ① 府に寄託される義援金は、府福祉部において受け付ける。
- ② 市に寄託される義援金は、健康福祉対策部において受け付ける。
- ③ 日本赤十字社大阪府支部は、事務局において受け付ける。
- ④ 大阪府共同募金会に寄託される義援金は、事務局において受け付ける。

(2) 配分

- ① 義援金の配分方法等については、関係する機関が協議して決定する。
- ② 市は、府又は日本赤十字社から配分を委託された義援金を、被災者に配分する。

2. 義援物資

(1) 市は、次のとおり、義援物資の受け付け、保管、配分、輸送を行う。

- ① 市に寄託される義援物資は、あらかじめ定めた窓口で受け付ける。
- ② 義援物資の配分方法等は、関係する部局等が協議して決定する。
- ③ 配分決定に基づき、義援物資を指定避難所等へ輸送する。
- ④ 寄託された義援物資を直ちに配分することが困難な場合は、あらかじめ定めた一時保管場所に保管するものとする。

(2) 日本赤十字社大阪府支部は、次の項目を行う。

- ① 日本赤十字社大阪府支部は、被災者ニーズに応じた必要量の確保を前提とし、企業等の大口の義援物資を受け付ける。
- ② 寄託義援物資の一時保管場所として日本赤十字社の倉庫等を確保するものとし、なお不足するときは、府に集積可能な場所を応急的に確保するよう要請する。

(3) 日本郵便株式会社近畿支社の援護対策等は、次の項目を行う。

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合、被災状況及び被災地の実情に応じて、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

- ① 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- ② 被災者が差し出す郵便物の料金免除

- ③ 被災地あて救助用郵便物の料金免除
- ④ 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分

3. 義援物資提供の際の市民・企業等の配慮

被災地に義援物資を提供しようとする市民・企業等は、被災地のニーズに応じた物資提供とするよう、また、梱包に際して品名を明示するなど、被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送ができるよう十分に配慮した方法で行うよう努める。

市は、市民・企業等が被災地のニーズに応じた物資提供ができるように、府と連携して物資のニーズ等を把握し、的確に広報を実施するよう努める。

市及び府は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になること等、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努める。

第3 海外からの支援受入れ

市、府をはじめとする防災関係機関は、海外からの支援について、国が作成する受入れ計画に基づき、必要な措置を講ずる。府は、海外からの支援が予想される場合、あらかじめ国に、被災状況の概要、想定されるニーズを連絡し、また、国からの照会に迅速に対応する。

市及び府は、次のことを確認のうえ、受入れの準備をする。

- (1) 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等
- (2) 被災地のニーズと受入れ体制

海外からの支援の受入れに当たっては、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。

- ① 案内者、通訳の手配
- ② 活動拠点、宿泊場所等の確保

第8章 社会環境の確保

第1節 保健衛生活動

市及び府は、被災地域における感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講ずるものとする。

第1 防疫活動

市及び府は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「感染症法」という。）及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、緊密な連携をとりつつ、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。

1. 市の役割

(1) 市は、府の指示により、次の防疫活動を実施する。なお、自らの防疫活動が不十分と認められるときは、府に協力を要請する。

- ① 消毒措置の実施（感染症法第27条）
- ② ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症法第28条）
- ③ 指定避難所の防疫指導
- ④ 臨時予防接種（予防接種法第6条）
- ⑤ 衛生教育及び広報活動

(2) 防疫に必要な薬品を調達、確保する。

(3) その他、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、府の指示を受け必要な措置を行う。

2. 府の役割

(1) 災害発生後、速やかに感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、一類感染症、二類感染症及び三類感染症のまん延を防止するため必要と認めたときは、健康診断の勧告等を行う。

(2) 一類感染症及び二類感染症患者発生時は、感染症指定医療機関等と連携し、必要病床数を確保するとともに、患者移送車の確保を行い、入院の必要がある感染症患者について入院の勧告等を行う。

(3) 市に対して、防疫活動に係る指示を行う。

(4) 防疫に必要な薬品を調達、確保する。

(5) 予防接種法に規定する疾病のうち、まん延防止上緊急の必要があると認めたときは、臨時の予防接種を行い又は市に対して指示を行う。（予防接種法第6条）

(6) 衛生教育及び広報活動を行う。

- (7) その他、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、自ら措置し、又は市への必要な指示等を行う。

第2 食品衛生監視活動

府は、食品衛生監視班を編成し、食品衛生協会等関係機関と緊密な連携をとりながら、次の業務を実施する。

- (1) 指定避難所その他の臨時給食施設及び食品の衛生監視
- (2) 被災した食品関係営業施設の衛生監視
- (3) 食品製造、運送、販売業者の食品取扱い及び施設の衛生監視
- (4) 飲料水の衛生監視、検査
- (5) その他食品に起因する危害発生の排除

第3 被災者の健康維持活動

市及び府は、相互に連携して、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施する。

1. 健康相談

保健所と連携して災害時における健康相談や訪問指導等の健康対策を実施する。

- (1) 巡回健康相談

被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、指定避難所、社会福祉施設、応急仮設住宅等を巡回し、保健師等による健康相談及び訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。

- (2) 巡回栄養相談

被災者の栄養状態を把握し、食料の供給機関等との連絡をとり、給食施設やボランティア団体等の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。

- (3) 避難行動要支援者への指導

高度医療を要する在宅療養者や避難行動要支援者を把握し、適切な指導を行う。

2. 心の健康相談等

府が設置する心の健康に関する相談窓口及び精神科救護所の運営に協力する。

第4 保健衛生活動における連携体制

市及び府は、発災後迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入れが可能となる体制の整備、災害時のマニュアルの整備及び保健師等に対する研修・訓練の実施等体制整備に努める。

第5 動物保護等の実施

市、府及び関係機関は、「大阪府災害時等動物救護対策要綱」及び「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」に基づき、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。

1. 被災地域における動物の保護・受入れ

飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、府及び府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。

2. 指定避難所における動物の適正な飼育

市は、府及び府獣医師会等と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

3. 動物による人等への危害防止

危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに市、府、警察等の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。

第2節 廃棄物の処理

市及び府は、国の災害にかかる廃棄物対策指針（「震災廃棄物対策指針」、「水害廃棄物対策指針」）等を踏まえ、し尿、ごみ及び災害廃棄物等について、発生量等の事前予測等も検討しつつ、被災地域の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、柏羽藤環境事業組合の廃棄物処理計画及び本市の廃棄物処理計画に基づき適正な処理を実施するものとする。

第1 し尿処理

1. 初期対応

- (1) 上下水道、電気等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、指定避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。
- (2) し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- (3) 被災者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障害者に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを設置する。

2. 処理活動

- (1) 速やかに、し尿の収集処理体制を確保する。
- (2) 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮設トイレの衛生状態を保つ。

3. 応援要請（市及び府）

- (1) 市は必要に応じて、府、近隣市町村、関係団体に応援を要請する。府は、市からの応援要請があった場合、又は自ら必要と認めた場合は、府内の各市町村や関係団体に対して、広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の調整を行う。
- (2) 府は、被災地域の市町村から災害し尿等の収集運搬について協力要請があった場合に、別に締結する協定書に基づき、大阪府衛生管理協同組合に対して支援協力を要請する。
- (3) 府は、府内でし尿の処理を行うことが困難であると認められる場合には、広域的な処理体制を確保するため、他の府県や国に対して応援を要請する。

第2 ごみ処理

1. 初期対応

- (1) 指定避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。
- (2) ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

2. 処理活動

- (1) 被災地の生活に支障が生じないように、ごみの収集処理を適切に行う。
- (2) 必要に応じて、仮置場、一時保管場所を設置する。
- (3) 防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に収集処理する。
- (4) 殺虫剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮置場、一時保管場所における衛生状態を保つ。

3. 応援要請（市及び府）

- (1) 市は必要に応じて、府、近隣市町村、関係団体に応援を要請する。府は、市からの応援要請があった場合、又は自ら必要と認めた場合は、府内の各市町村や関係団体に対して、広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の調整を行う。
- (2) 府は、府内で生活ごみ等の処理を行うことが困難であると認められる場合には、広域的な処理体制を確保するため、他の府県や国に対して応援を要請する。

第3 災害廃棄物等の処理

1. 初期対応

- (1) 災害廃棄物等の種類等を勘案し、発生量を把握する。
- (2) 災害廃棄物等の選別・保管・焼却等のために長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに災害廃棄物等の最終処分までの処理ルート確保を図る。

2. 処理活動

- (1) 災害廃棄物等の処理については、危険な物、通行上支障のある物等を優先的に収集・運搬する。
- (2) 災害廃棄物等の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等の再生利用を行い、最終処分量の低減を図る。
- (3) アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、市民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。
- (4) 損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。
- (5) 産業廃棄物処理業者等との災害廃棄物等の処理に関する基本協定に基づき廃棄物の収集運搬処理の対策を講じる。

3. 応援要請（市及び府）

- (1) 市は必要に応じて、府、近隣市町村、関係団体に応援を要請する。府は、市からの応援要請があった場合、又は自ら必要と認めた場合は、最終処分までの処理ルート確保を応援する。
- (2) 府は、市が実施する災害廃棄物等の撤去、災害廃棄物等の収集・運搬及び災害廃棄物等の処理・処分等について、市から要請があった場合に、別に締結する協定書に基づき、公益社団法人大阪府産業廃棄物協会に対して協力を要請する。
- (3) 府は、府内で災害廃棄物等の処理を行うことが困難であると認められる場合には、広域的な処理ルート確保のため、他の府県や国に対し応援を要請する。
- (4) ごみ処理広域化南河内ブロック内における災害廃棄物の処理に係る相互支援協定に基づき広域的に連携し、対応する。

4. 資機材の確保

災害廃棄物等の除去に必要な車両、機械、器具等の資機材が不足したときは、市内の事業者等の協力を得るほか、他の市町村や府に応援を要請する。

第3編 自然災害応急対策

第8章 社会環境の確保

資料3-4-6 清掃施設一覧表（資料編 P158）

資料3-4-7 清掃業者一覧表（資料編 P159）

第3節 遺体対策

市及び警察署は、遺体対策について、必要な措置をとる。

第1 遺体の検視

- (1) 警察署は、災害により死亡した者の遺体の早期収容に努め、迅速に検視（死体調査）を行った後、医師による検案を受け、遺族に引き渡す。
- (2) 身元不明の遺体は、警察署に連絡し、写真の撮影、指紋、歯型の採取、遺品保存等を行うとともに、速やかな身元確認に努める。
- (3) 災害に関連して亡くなった可能性がある人の遺体は、警察による検視（死体調査）、医師による検案を経なければ埋火葬できないことから、安易に医師の死亡診断書で遺体を埋火葬することがないように留意する。

第2 遺体対応

遺族が遺体対応を行うことが困難若しくは不可能である場合は、市が代わってこれを実施する。

- (1) 遺体の洗浄、消毒等の処置を行う。
- (2) 遺体の火葬、遺族等に対する棺、骨つぼ等の支給等、必要な措置を講ずる。
- (3) 必要に応じて民間の葬儀社と連携し、遺体の処理やドライアイス等の遺体の安置に必要な資機材の確保、遺体保管・運搬体制の整備及び棺の確保に努める。
- (4) 火葬場の耐震化等により、仮埋葬をしなくても済むような遺体処理対策の検討に努める。

第3 遺体安置所の設定

- (1) 多数の遺体が発生した場合は、遺体安置所内又は近接した場所において、警察及び医師による検視・検案を行うので警察、その他の関係機関と連携を図る。
- (2) 遺体安置所には責任者を配置するほか、来訪する遺族等への対応及び衛生状態を確保する要員、葬祭扶助等に関する相談のための福祉担当者等の配置についても検討しておく。
- (3) 警察から引継がれた遺品や遺体の着衣、携行品等については、他の遺品と混在、紛失がないように、散逸防止等の措置をとる。
- (4) 死亡の届出義務者がいない場合や外国籍の死亡者等については、所管する法務局担当者と協議、調整を行う。
- (5) 停電及び断水等に備えて、非常用電源となる発電発動機及び照明器具、また、遺体を洗浄するために大量の水が必要となることから、計画段階においてタンク車等の配置にも留意しておく。
- (6) 遺体対策に従事する職員等の精神的なケアを目的とした、カウンセラーの派遣等についてもあらかじめ検討しておく。

資料3-48 遺体安置所一覧表（資料編P160）

第4 応援要請

- (1) 市は、自ら遺体対策の実施が困難な場合、府が作成する広域火葬計画に基づき、府に対して必要な措置を要請する。
- (2) 府は、被災市町村から応援要請があった場合には、他の市町村及び、必要に応じて近隣府県に応援依頼を行う。

第4節 社会秩序の安定

市、府をはじめ防災関係機関は、被災地域における社会的な混乱や心理的動揺を防止し、社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずるものとする。

第1 市民への呼びかけ

市及び府は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に市民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。市では、災害広報活動を通じて、人心の安定と復興意欲の高揚を図る。

第2 警戒活動の強化

府警察は、被災地及びその周辺（海上を含む。）において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行い、地域の安全確保に努めるとともに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締り及び被害防止、市民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

第3 暴力団排除活動の徹底

府警察は、暴力団が復旧・復興事業等に介入するなど、資金獲得活動を展開することが予想されるため、動向把握、情報収集に努めるとともに、関係機関、自治体等と連携し、復旧・復興事業等からの暴力団排除の徹底に努める。

第4 物価の安定及び物資の安定供給

市、府及び関係機関は、買占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導を行い、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と経済の復興の促進を図る。市では、次の項目について、備蓄物資の安定的供給や災害広報活動等を行い、万全を尽くす。

1. 消費者情報の提供

市及び府は、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとともに心理的パニックの防止に努める。

2. 生活必需品等の確保

市及び府は、生活必需品の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、国、他府県、事業者と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

3. 物価の監視

府は、物価の動きを調査、監視するとともに、買占め・売り惜しみをする業者に対しては、

売渡しを勧告し、従わない場合は公表するなど適切な措置を講ずる。

4. 災害緊急事態布告時の対応

内閣総理大臣が災害緊急事態を布告し、社会的・経済的混乱を抑制するため、国民に対し、必要な範囲において、生活必需品等、国民生活との関連性が高い物資又は燃料等、国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等必要な協力を求められた場合は、市民は、これに応ずるよう努める。

5. 金融機関における預貯金払戻等

(1) 株式会社ゆうちょ銀行（藤井寺郵便局）は、郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給等について、取扱局、取扱機関、取扱業務の範囲を指定して、通帳・証書・印章等をなくした場合であっても、運転免許証・保険証等により本人であることが確認できれば、拇印による非常払渡し及び非常貸付を実施するよう郵便局に対して指示する。

ただし、災害救助法が発動されたときは、郵便局長は非常払渡し及び非常貸付を直ちに実施することができる。

(2) 近畿財務局、日本銀行は、被災者の預金の払戻等が円滑に行われるように被災地の民間金融機関に対して、次のような指導及び要請を行う。

- ① 市民が預金通帳、届出印鑑等を消失又は流失した場合に、罹災証明書の提示その他簡易な確認方法を持って預金払戻の利便を図ること。
- ② 事情によっては定期預金、定期積み金等の期限前払戻や、これを担保とする貸付にも応じること。
- ③ 損傷日本銀行券・貨幣の引換えに応じること。

(3) 近畿財務局は、証券会社に対して、被災者が預り証、印鑑を紛失した場合の拇印による預り金払戻や、有価証券の売却代金の即日払い等の措置を講ずるよう要請を行う。

第5節 文化財

指定文化財の所有者又は管理責任者は、被災状況を調査し、その結果を、市教育委員会を經由して府教育委員会に報告する。

第1 被害状況の把握

文化財が被災した場合、その所有者及び管理責任者は、直ちに消防組合に連絡するとともに、被害の拡大防止に努め、関係機関とも協力して被害状況を速やかに調査し、市教育委員会に報告する。

市教育委員会は、その結果をとりまとめ、府教育委員会に報告するものとする。

第2 被害の拡大防止

関係機関は、被災文化財の被害拡大を防止するため、協力して応急措置を講ずるものとする。

また、市教育委員会は、被災文化財の被害拡大を防止するため、府教育委員会と協議のうえ、所有者又は管理責任者に対し、応急措置をとるよう指導・助言を行う。

